

加古川市総合計画（原案）

令和2年10月
加古川市

目次

1章	策定の趣旨	3
2章	総合計画の位置づけと期間	3
3章	総合計画の構成	4
4章	本市を取り巻く社会経済環境等	5
1節	地方自治体を取り巻く社会経済環境	5
2節	本市の現状	18
3節	市民意識	27
5章	将来の目標人口	29
6章	まちづくりの基本理念	30
7章	将来の都市像	30
8章	まちづくりの基本目標	31
9章	まちづくりの方向（施策の大綱）	32
10章	まちづくりの進め方	37
11章	都市空間の利用の方向性	38
1節	市域の基本的構成と整備方針	38
2節	都市拠点と基幹交通体系	40
3節	土地利用の基本方針	44
4節	生活圏と行政サービスの展開の方向性	46
12章	各施策の基本方針	48
1節	体系図	48
2節	各施策の基本方針	50
1	心豊かに暮らせるまち	51
2	安心して暮らせるまち	63
3	活力とにぎわいのあるまち	73
4	快適なまち	79
5	うるおいのあるまち	89
6	まちづくりの進め方	95

1章 策定の趣旨

本市は、昭和43（1968）年に長期基本計画を策定して以降、昭和48（1973）年、昭和55（1980）年、平成2（1990）年、平成12（2000）年及び平成22（2010）年の5度にわたる総合計画（基本構想）の策定を経て、「いつまでも住み続けたい ウェルネス都市 加古川」の実現に努めてきました。

我が国は、本格的な人口減少社会を迎えており、少子高齢化による人口構造の変化に伴い、経済の低迷や社会保障費の増大などが予測されています。そのほか担い手不足による産業の衰退や地域の活力の低下など、様々な影響が懸念されています。

本市においても、人口減少、少子高齢化による人口構造の変化、公共施設や社会インフラの老朽化、ごみ減量などの環境問題、ICT（情報通信技術）の急速な変革への対応などの課題に直面しています。

これらの課題に対応し、持続可能な発展を遂げてこそ、本市で生活するすべての人が、安全に安心して毎日を過ごすことができ、本市の未来を担う子どもたちや若い世代が明るい未来を展望できるまちをつくることができます。

そのようなまちになるためには、時代の変化を的確に捉えるとともに、市民、事業者、行政などのそれぞれが市の現状とめざすべき将来像についての共通認識を持ちながら、主体となって協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

このような視点から、本市における今後のまちづくりの方針を定めるために、新たな総合計画を策定します。

2章 総合計画の位置づけと期間

本計画は、「将来の都市像」の実現に向けたまちづくりの基本的な方向性や施策を総合的かつ体系的に示し、市政を推進する上での方針となるもので、市のあらゆる計画の最上位に位置づけます。

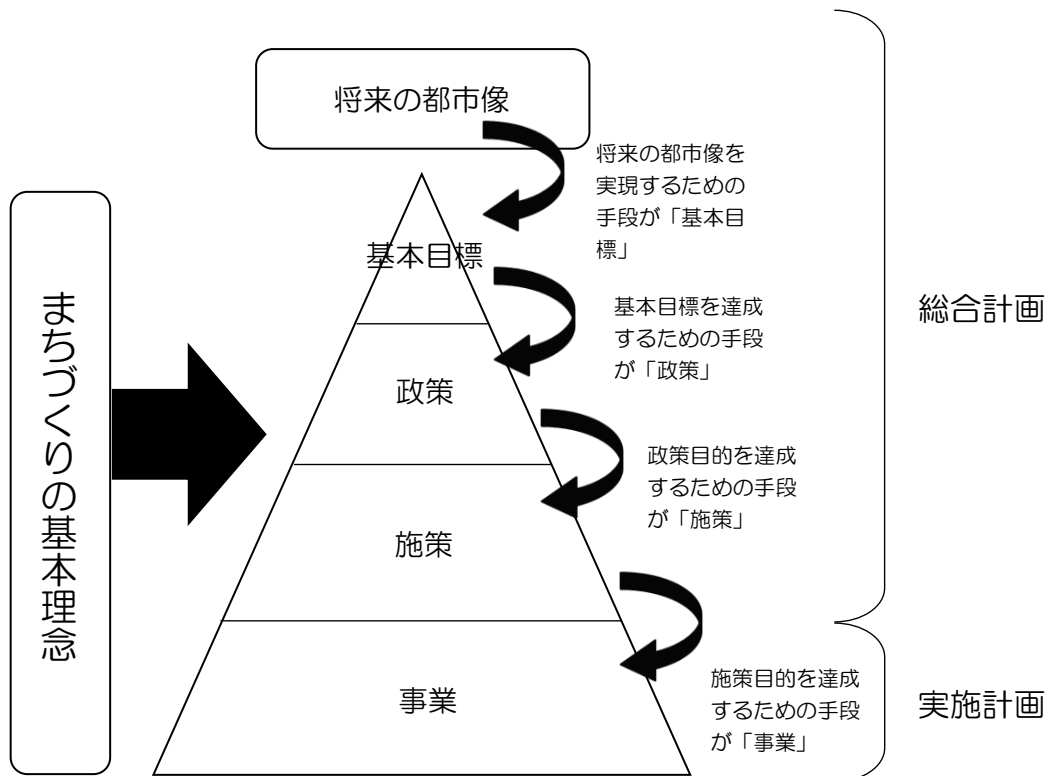
計画期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和8（2026）年度までの6年間とします。

3章 総合計画の構成

総合計画は、「将来の都市像」「基本目標」「政策」「施策」で構成します。

「将来の都市像」と「基本目標」、「基本目標」と「政策」、「政策」と「施策」は、それぞれ目的と手段の関係で結びついています。

また、施策目的を達成するために実施する「事業」については、実施計画においてとりまとめます。



※図表は参考として表示しています

4章 本市を取り巻く社会経済環境等

1節 地方自治体を取り巻く社会経済環境

1 人口減少、人口構造の変化

我が国の人口はすでに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、総人口は平成27（2015）年には1億2,709万人でしたが、令和22（2040）年には1億1,092万人（1,617万人減）になると見込まれています。

また、老年人口（65歳以上）の増加や出生数の減少により、少子高齢化はますます進行する見込みです。

さらに、東京圏に過度に人口が集中する一方、地方においては人口減少が進んでおり、小売や飲食などの生活関連サービスの縮小、行政サービス水準の低下、地域産業の衰退、地域コミュニティ機能の低下など様々な問題が生じることが予想されます。

そのため、出生率の向上や社会増減の均衡化に向け、地方版総合戦略に基づき取組を着実に推進することが求められています。

【本市の主な取組】

○「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、保育や子育て環境の充実、医療体制の充実、主要駅周辺の都市機能の充実、若者の就労支援などに取り組んでいます。

2 地域コミュニティ

地域活動の中心を担ってきた町内会や自治会などの地域コミュニティ団体については、役員の特定制や高齢化が進みつつあります。さらに、世帯構造やライフスタイルが変化する中、地域における人と人とのつながりが希薄化しており、活動を継続するための安定した団体運営やこれまで果たしてきた機能の維持・継続が難しくなっています。

一方で、社会経済環境の変化に伴い、共通の価値観に基づくコミュニティやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介したバーチャル空間におけるコミュニティが形成され、従来からある地域内自治や地域活動を超えた新たな活動が展開されるなど、コミュニティの多様化が進んでいます。

しかしながら、防災活動、子どもの見守り、伝統文化の継承などに加え、地域づくりを担う人材の確保・育成など、地域コミュニティ団体が担う役割は、より一層重要となってきました。

そのため、地域コミュニティ団体の維持・活性化や、コミュニティ相互の連携の推進を図るための取組が求められています。

【本市の主な取組】

- 「加古川市協働のまちづくり基本方針」を定め、市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者、大学、行政などの多様な主体の協働によるまちづくりを推進しています。
- 多世代が集い、交流できる空間の創出をめざし、加古川東市民病院跡地において、東加古川公民館と東加古川子育てプラザの複合施設の整備を進めています。

3 子育て・教育

妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感の増大などを背景に、晩婚化の進展や生涯未婚率の上昇などを要因として、少子化がますます進行しています。

我が国の出生数は、平成28（2016）年以降年間100万人を割り込んでおり、今後も減少傾向が続くと予想されています。また、合計特殊出生率は平成30（2018）年時点で1.42となり、人口置換水準とされる2.07を大きく下回っています。

そのため、若い世代の結婚、出産、子育てを応援する社会を構築するとともに、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援を充実するなど、出生率の向上に向けた取組が求められています。

一方、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、少子化対策として幼児教育の負担軽減を図る観点などから、令和元（2019）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

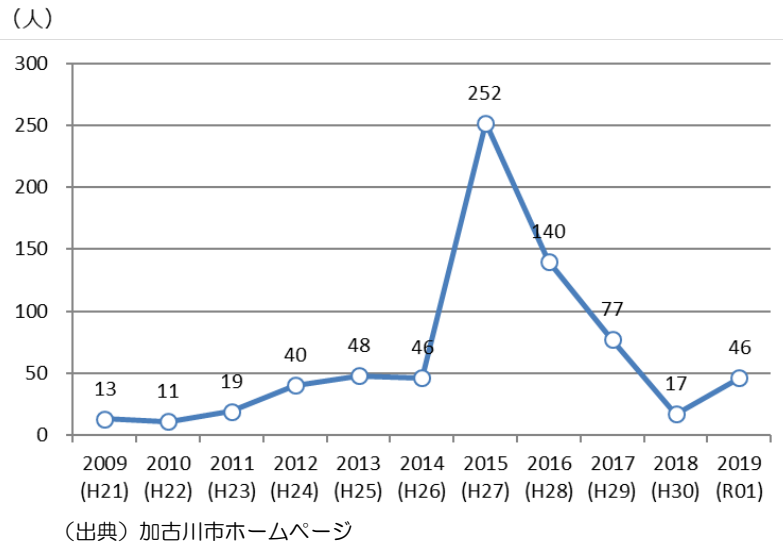
また、学校教育については、未来を担う子どもたちが社会とかわり合いながら人生を切り拓くことができるよう、新学習指導要領が完全実施されており、外国語によるコミュニケーション能力の向上やICT機器を活用した情報活用能力の育成などを通じて、「主体的・対話的で深い学び」の実現による子どもたちの「生きる力」の確実な育成が求められています。

そのほか、学校園・家庭・地域が協働して子育て・教育を推進し、子どもの貧困対策、虐待防止対策、いじめ防止対策などに取り組むことも重要です。

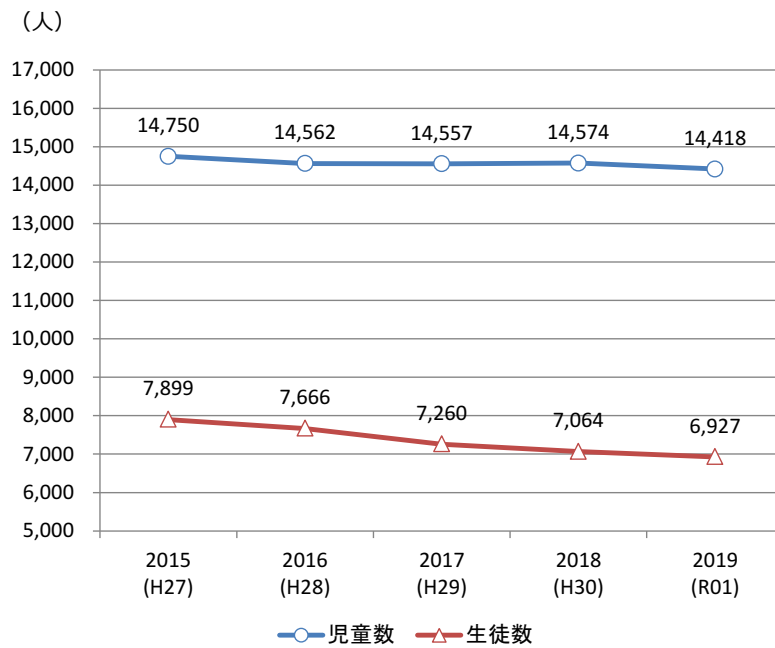
【本市の主な取組】

- 「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者のニーズを踏まえた教育・保育の量の確保や質の向上に取り組んでいます。
- 妊娠・出産・子育てに対する保護者の不安を解消するため、子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健サービスや子育て情報の提供などを行っています。
- 待機児童の解消に向け、平成27（2015）年度からの3年間で保育所等の受入枠を1,589人拡大するとともに、保育士の確保・定着を図るための助成制度の創設など、保育環境の充実に取り組んでいます。
- 「中学校区連携ユニット12」を活用し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校の「タテの連携」や、学校園・家庭・地域の「ヨコの連携」を図り、地域総がかりの教育を推進しています。
- 小・中学校においては、協同的探究学習に基づく授業を実践し、「思考力・判断力・表現力」を培うとともに、ALT（外国語指導助手）を活用した英語教育の充実に取り組んでいます。
- 関係機関との連携による児童虐待防止対策を講じています。
- 「加古川市いじめ防止基本方針」などに基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を推進しています。

■ (表○) 待機児童数の推移



■ (表○) 児童生徒数の推移



(出典) 加古川市統計書

※図表は参考として表示しています

4 福祉・医療・健康

高齢化の進行により、医療や介護のニーズは、令和22（2040）年にかけて増加することが見込まれています。また、それに伴い、医療費や介護給付費などの社会保障費の増大が見込まれており、持続可能な社会保障制度の確立が求められています。

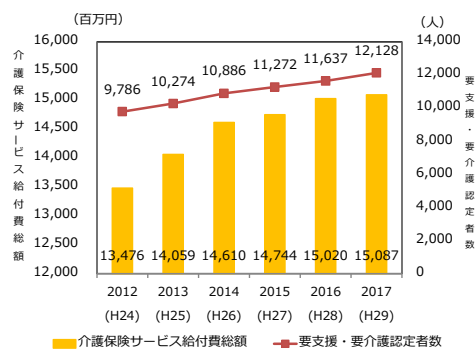
一方、高齢者や障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活をし続けるためには、必要な支援を一体的に受けられる体制の整備が必要です。

また、地域共生社会の実現のために、地域の様々な関係者が連携して取組を進めることが重要です。

【本市の主な取組】

- 地域住民をはじめ、社会福祉法人や民間事業者など様々な主体と連携し、住まい・介護・介護予防・日常生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化や、地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいます。
- 高齢者を対象とする地域包括支援センターや障がい者を対象とする障がい者基幹相談支援センターを設置するとともに、生活困窮者等からの多種多様な相談に対応する、くらしサポート相談窓口を開設し、相談支援の充実を図っています。また、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の周知・啓発や相談支援などに取り組んでいます。
- 「いきいき百歳体操」など、身近な地域において住民が主体的に活動する通いの場への支援を通じて、高齢者の健康増進や介護予防に取り組んでいます。
- がん検診等では、特定年齢の人への無料クーポンの配布や個別勧奨の実施、特定健診・特定保健指導では未受診者への受診勧奨に取り組むとともに、健康教育・健康相談を通じて、市民の健康づくりを支援しています。
- 加古川中央市民病院を核とした地域医療の提供体制の整備を図っています。
- 令和3（2021）年度からの休日及び夜間における一次救急医療の定点化に向けて取組を推進しています。

■（表〇）介護保険事業の状況



(出典) 加古川市統計書

※図表は参考として表示しています

5 環境

今日の環境問題は、地球温暖化をはじめ、大気の越境汚染、プラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の危機などの地球規模の問題や、近隣の騒音や悪臭など身近な課題まで、多様化・深刻化しているだけでなく、エネルギーの利用問題など、生活基盤にも大きな影響を与えるものとなっています。

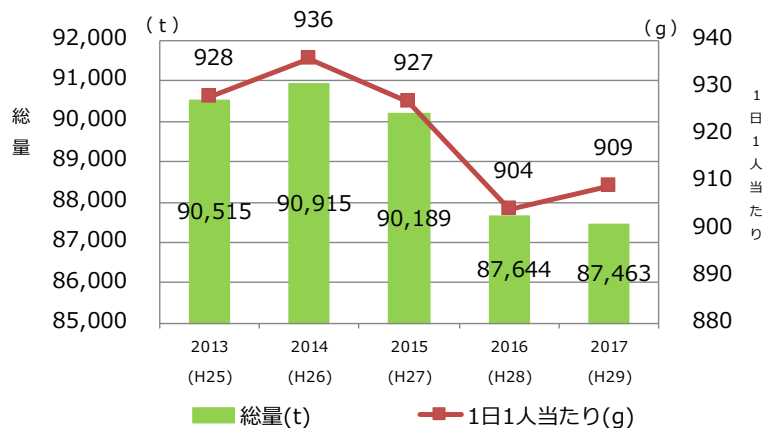
そのような中、我が国においては、平成27（2015）年の国連サミットにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、温室効果ガス削減に関する国際的な枠組みを定めた「パリ協定」の採択を踏まえ、平成30（2018）年に「第5次環境基本計画」が策定されました。

今後、より幅広い関係者との連携のもと、地球温暖化の防止やごみ排出量の削減など、市民、事業者、行政の協働による低炭素社会や循環型社会の形成に向けた取組の推進が求められています。

【本市の主な取組】

- 市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量及び再資源化の推進に取り組んでいます。
- 家庭系ごみについては、令和3（2021）年6月から指定ごみ袋制度を導入します。
- 令和4（2022）年度からのごみ処理の広域化に向け、広域ごみ処理施設の建設を進めています。
- 地球温暖化防止については、電気自動車の活用や太陽光発電設備の設置、節電の推進など、「COOL CHOICE」の取組を推進しています。

■（表〇）ごみ排出量の推移



（出典）加古川市統計書

※図表は参考として表示しています

6 経済・産業・労働

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大により外出や営業・生産活動などが制限されたことから、個人や企業に多大な影響を与えました。それに伴い、労働需要も減退しており、失業率や有効求人倍率は悪化しています。

一方で、国や各自治体において様々な経済対策が講じられている中、消費活動が徐々に再開しつつあり、景気の回復が期待されています。

労働状況については、令和22(2040)年にかけて生産年齢人口の減少が加速すると見込まれており、若者や女性、高齢者の労働市場への参加が進まない場合には、労働人口は大きく減少すると予測されています。

そのため、就職しやすい環境づくりや働きやすい職場づくりを進めるなど、労働力の確保や増加に向けた取組が求められています。

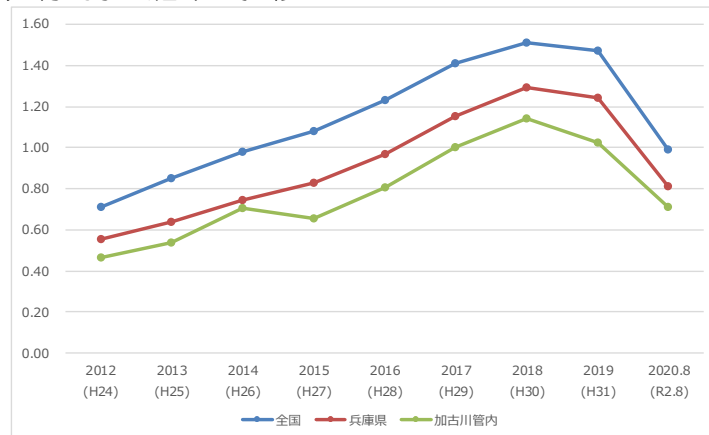
一方で、第4次産業革命と呼ばれるI o T (Internet of Things : モノのインターネット) やAI (人工知能)、ロボットなどの新技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、国民生活の豊かさにつなげていくこととしています。

そのため、地域経済の活性化に向けた産業の誘致や労働力不足の解消に向けた新技術の積極的な導入などが求められています。

【本市の主な取組】

- 緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ消費を喚起し、市内の事業者を支援するための取組を進めています。
- 学生を対象とした就職説明会の開催や奨学金返還支援制度の実施など、若年勤労者の地元就職の促進や中小企業の人材確保への支援に取り組んでいます。
- 東播磨道の北伸や国道2号の対面通行化、播磨臨海地域道路の計画など、本市の経済に大きな効果をもたらす公共事業等が予定されており、それらの着実な推進に向けて取り組んでいます。
- 市内の中小企業に対し、I o T の設備導入費用を補助するなど、労働生産性の向上に取り組んでいます。

■ (表〇) 有効求人倍率の推移



(出典) 一般職業紹介状況、労働市場 月報ひょうご

※図表は参考として表示しています

7 防災・防犯・交通安全

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大地震をはじめ、台風・集中豪雨・土砂災害などの自然災害が大規模化・頻発化しています。また、南海トラフ地震などの発生が懸念されています。

そのため、国民一人一人の危機管理意識の醸成を図るとともに、地域で支えあう地域防災力の向上などが求められています。

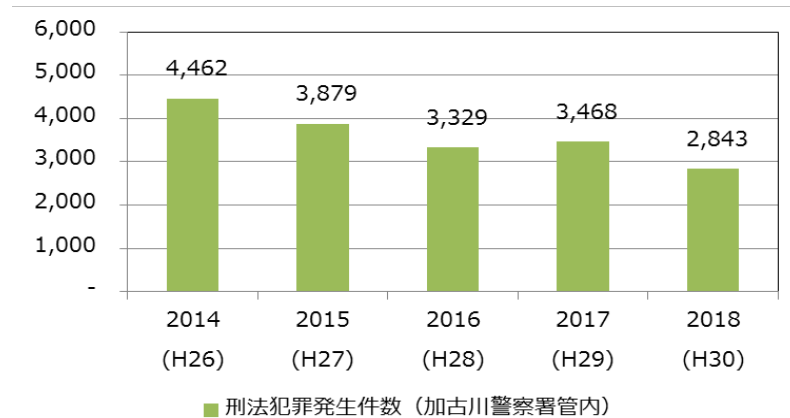
一方、インターネットバンキングでの不正送金や特殊詐欺などの新たな形態の犯罪や、高齢者の自動車運転事故などが多発しており、日常生活に潜むリスクへの備えが重要となっています。

【本市の主な取組】

- 被害が想定される南海トラフ地震や内陸活断層型地震、さらには想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を「総合防災マップ」に反映するなど、災害対策を進めています。
- 避難行動要支援者の対応を進めるため、要支援者の意思確認や自主防災組織との連携を進めています。
- 地域や関係機関等と連携しながら、消費者問題の防止や交通安全意識の高揚を図るための教育・啓発などに取り組んでいます。
- 見守りカメラの設置・見守りサービスの導入による犯罪の抑止及び早期解決の推進に取り組んでいます。

■（表〇） 刑法犯罪発生件数

（件）



（出典：加古川市統計書）

※図表は参考として表示しています

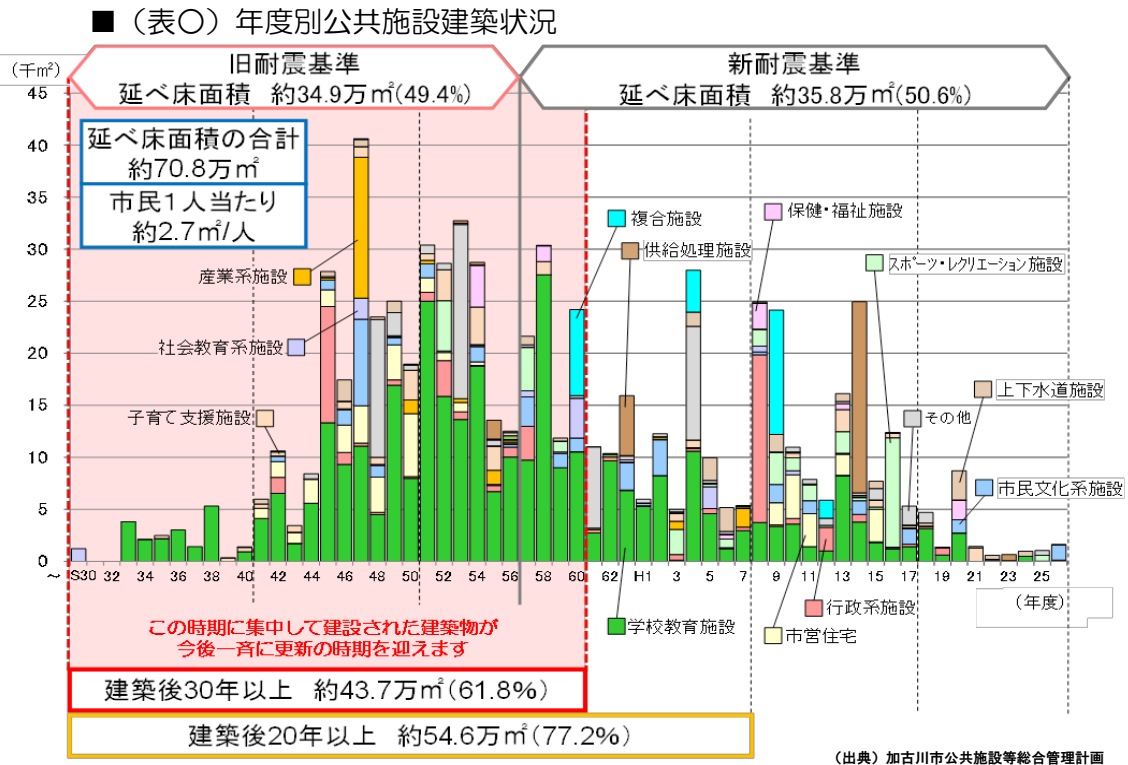
8 公共施設・インフラ資産

昭和40（1965）年代から昭和50（1975）年代にかけての高度経済成長期に集中して建設された道路や橋梁をはじめ、人口急増に伴い建設された学校教育施設を中心とする公共施設等は、建設後50年を経過し、老朽化による更新時期を一斉に迎えることとなり、財政負担の増大が予想されます。

そのため、各地方公共団体においては、行政サービスの質や量を充実しつつ、老朽化した公共施設等の適切な維持管理や統廃合・複合化などによる総量の削減を着実に実施していくことが求められています。

【本市の主な取組】

- 「加古川市公共施設等総合管理計画」、「加古川市学校園施設長寿命化計画」、「加古川市公営住宅等長寿命化計画」などにに基づき、公共施設等の再編や長寿命化を推進しています。
- 道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産の計画的な更新・長寿命化に取り組んでいます。



※図表は参考として表示しています

9 まちづくり

人口減少社会を迎えた多くの都市の既成市街地において「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下や居住環境の悪化が引き起こされています。

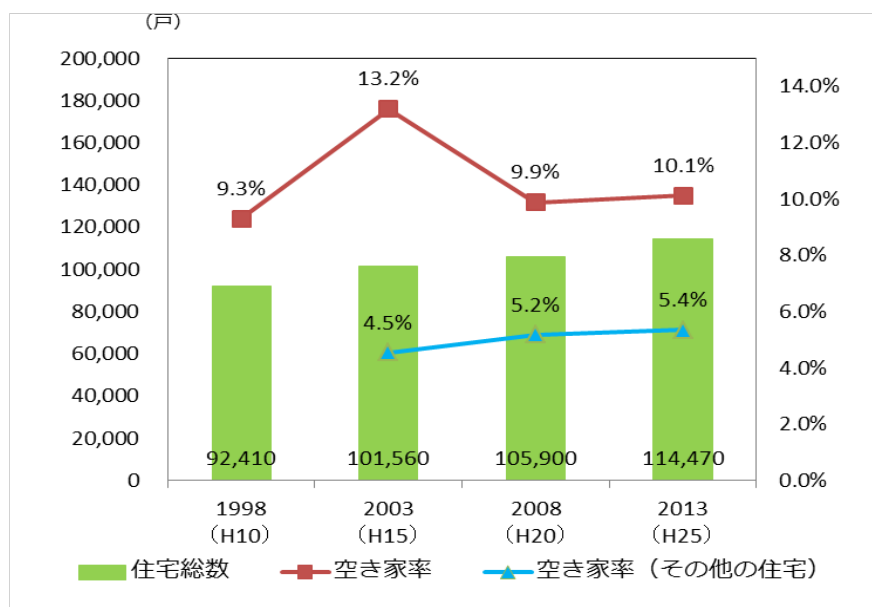
そのような中、各自治体においては、地域の活力を維持するとともに、福祉・医療、居住などの都市機能が確保された、誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、各種の都市機能をコンパクトに集約するとともに、交通ネットワークでつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることが求められています。

そのほか、都市や地方を問わず、超高齢社会に対応した交通手段の確保など、公共交通に関する課題が顕在化する中で、ICTを活用した新たな移動サービス（MaaS）などの取組も見られています。

【本市の主な取組】

- JR加古川駅、東加古川駅周辺の活性化に向けて取り組んでいます。
- 交通弱者に対する移動手段の確保や公共交通不便地域への対応を図るため、「かこバス」のルートを増設・再編や「かこバスミニ」の新ルートの導入、デマンドタクシーの導入に向けた実証実験に取り組んでいます。
- 地区計画や田園まちづくり制度などを活用し、地域住民主体のまちづくりを促進しています。
- 空き家、空き地の適正管理に向けた取組を進めています。

■（表〇）住宅総数と空き家率の推移



(出典) 住宅・土地統計調査

※図表は参考として表示しています

10 先端技術

我が国では、Society5.0が提唱される中、ビッグデータやIoT・AI・ロボット等の先端技術の活用が進みつつあり、5G（第5世代移动通信システム）の導入により、福祉・医療、防災、観光、産業等の幅広い分野における課題が解決され、生活の質の向上や経済の発展が期待されています。

一方、行政分野では、ICTの活用により、行政手続きにおける住民の利便性の向上や業務の効率化・省力化が進められています。

人口減少が進行する中、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持・向上させるため、積極的な先端技術等の導入・活用が求められています。

【本市の主な取組】

○見守りカメラや見守りサービスの導入のほか、ICT機器を活用して園児の午睡中の状態確認を行い、保育士の業務効率化を図る取組を推進しています。また、災害情報の伝達に関する取組や、AIを活用した地域課題の解決に向け、軽度認知障害（MC I）の早期発見に関する取組について、実証実験を行っています。

○かこがわアプリ（行政情報アプリ）や行政情報ダッシュボードを開発し、便利で分かりやすい情報発信を進めています。

○RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）やAI-OCRを活用した入力等の事務の効率化を進めています。

○税や保険料をスマートフォンで納付できるようにするなど、ICTの活用により市民生活の利便性の向上をめざすGovTech（ガブテック）の取組を推進しています。

■（図〇）見守りカメラ・見守りサービス



※図表は参考として表示しています

1.1 新型コロナウイルス感染症

我が国においては、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大したため、令和2年4月に「緊急事態宣言」が発出され、感染拡大防止に向けた不要不急の外出自粛や移動制限など、生活様式が大きく変わりました。飲食店等の営業活動自粛やイベントの中止・延期などの要請に伴い、事業者の売上が減少し、事業の継続性や雇用の維持が困難になるなど、社会経済の隅々まで影響を与えています。

一方で、多くの企業では、職場内での感染対策、テレワークやオンライン会議など従来の働き方からの変革を余儀なくされており、日常生活においては、ソーシャルディスタンスの確保や「3密」（密閉、密集、密接）の回避、人と人との接触機会の低減など、新しい生活様式の実践が進められています。

そのため、住民の安全・安心な暮らしや地域の経済活動を支えながら、住民の生活利便性の向上を図るため、各種手続きのオンライン化やICT技術を活用した業務の効率化など、新しい生活様式を踏まえた行政サービスの提供体制の構築が求められています。

【本市の主な取組】

- 特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、離職者への生活支援給付金の支給や住居の確保など、市民の暮らしを守る取組を進めています。
- インターネット等による子どもたちの家庭学習の支援、学校の再開に向けた感染症対策など、子どもたちを守る取組を進めています。
- 売上が減少した小売業・飲食店等の経営支援、市内の事業者の資金調達に関する支援など、事業継続や雇用維持を支える取組を進めています。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手洗い・咳エチケットの励行、「3密」の回避などの呼びかけや、各種申請手続き、産前教室や乳幼児相談等のオンライン化など、新しい生活様式への移行に向けた取組を進めています。

■ (図〇) 新しい生活様式の実践例

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的な実践

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□ 人と人の間は、できるだけ2m（感染1m）空ける。
 □ 会話をする際は、距離を確保し向きを避ける。
 □ 外出時や屋内でも会話をすると、人との距離が十分とれない場合は、マスクを着用し、咳やくしゃみは、手拭い紙で十分に拭き取る。
 □ 家に帰ったらまず手を洗う。
 □ 人混みの多い場所に行かぬ場合は、できるだけすぐに帰る。シャワーを浴びる。
 □ 咳やくしゃみが出た場合は、マスクを着用し、咳やくしゃみは手拭い紙で拭き取る。
 ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際は、体調管理をより厳密にする。

通勤に関する実践

□ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
 □ 通勤したときのため、帰宅まで待たないでマスクをする。換気扇アリの活用も。
 □ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な実践

□ 基本的に手洗い・手拭い紙、マスクの着用
 □ 事前に換気（エアコン使用で室温を20℃以下に） □ 身体的距離の確保
 □ 手拭い紙の活用、咳エチケット
 □ 一人ひとりの健康状態に応じた通勤や出勤、乗換等、適切な生活習慣の確立・実行
 □ 通勤の検温実施、検温チェック、発熱又は高熱の症状がある場合は必ず自宅待機

(3) 日常生活の各種場別の実践

買い物

□ 連絡を利用
 □ 購入品は少ない人数ですいたし期間に
 □ 電子決済の利用
 □ 計測をたてて量を減らす
 □ マスクなど履き足への接触は控える
 □ レジに並ぶときは、前後にスペース

飲食

□ 食事は控える
 □ 注文は控え、お代金は後払い
 □ 現金や現金書留も併用する

通勤・スモールワーク

□ 通勤は公共交通機関、場所を避ける
 □ 通勤は公共交通機関、場所を避ける
 □ 通勤は公共交通機関、場所を避ける
 □ ジョギングは少人数
 □ 通勤は公共交通機関、場所を避ける
 □ 通勤は公共交通機関、場所を避ける
 □ 通勤は公共交通機関、場所を避ける

イベント等への参加

□ 通勤は公共交通機関、場所を避ける
 □ 通勤は公共交通機関、場所を避ける
 □ 通勤は公共交通機関、場所を避ける

(4) 働き方の新しいスタイル

□ テレワークやローテーション勤務 □ 通勤通勤でつらさと □ オフィスはゆるゆると
 □ 通勤は公共交通機関 □ 通勤での通勤は公共交通機関

(出典：厚生労働省ホームページ)

※図表は参考として表示しています

1.2 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月に国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12（2030）年までの国際社会共通の目標です。SDGsには17のゴールと169のターゲットが掲げられており、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、すべての関係者により、経済・社会・環境を巡る広範な課題に同時解決的に取り組むものです。

日本政府が定めた「SDGs実施指針」においては、SDGsの達成に向けた取組は地方創生の充実・深化につながるものであり、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映し、部局横断的に取り組んでいくことが重要とされています。

また、国においては、令和元（2019）年12月に、SDGsの推進を組み込んだ「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されています。

そのため、市民、事業者、行政などが連携・協力しながら、積極的に経済・社会・環境の課題解決に取り組んでいくことが求められています。

【本市の主な取組】

- 「第3次加古川市環境基本計画」に基づく取組にSDGsの考え方を取り入れるなど、SDGsの理念や目標等を関連付けた市の施策の実施や、SDGsの周知・啓発に取り組んでいます。

■（図〇）SDGsの17のゴール



※図表は参考として表示しています

2節 本市の現状

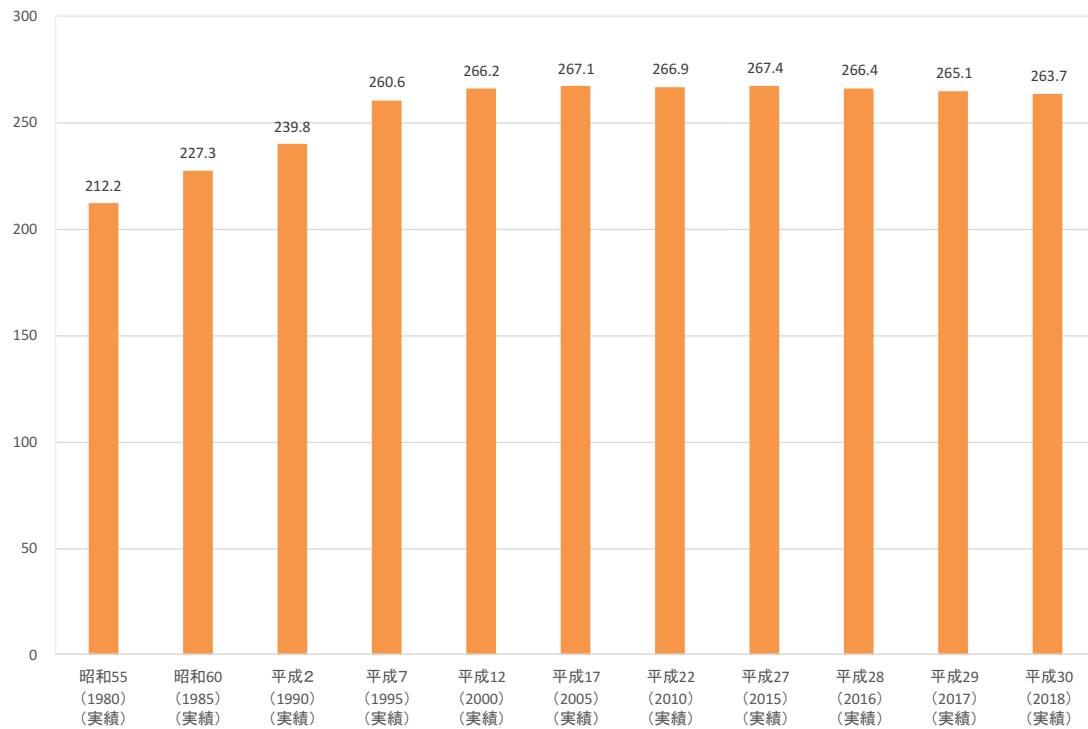
1 人口

(1) 人口

本市の人口は、平成27(2015)年の26万7,435人をピークに減少しています。また、その減少幅は拡大傾向にあります。

(表〇) 総人口の推移

(千人)



(出典) 国勢調査・加古川市統計書

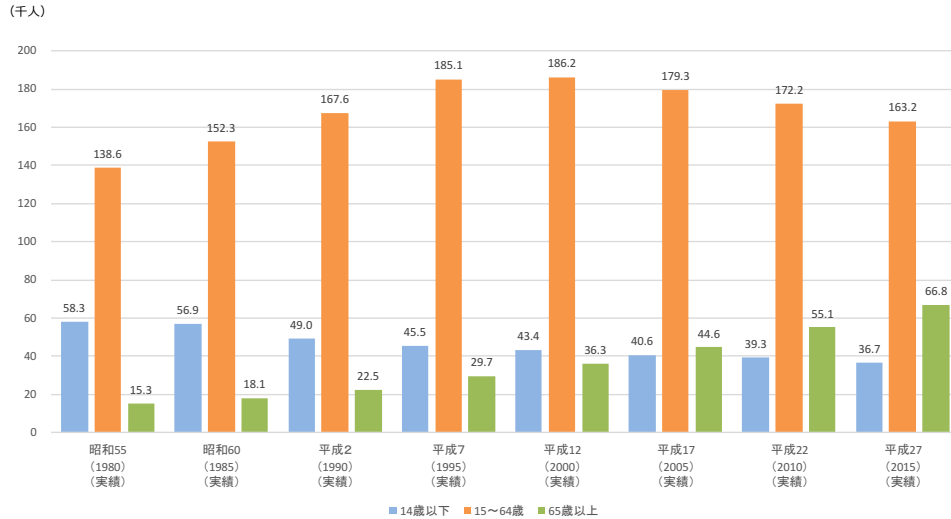
※図表は参考として表示しています

(2) 年齢3区分別人口

本市の年齢3区分別人口構成比の推移では、65歳以上の高齢化率は、平成27（2015）年に25パーセントとなっています。

今後、少子化が進むことで、高齢化率はさらに上昇することが見込まれます。

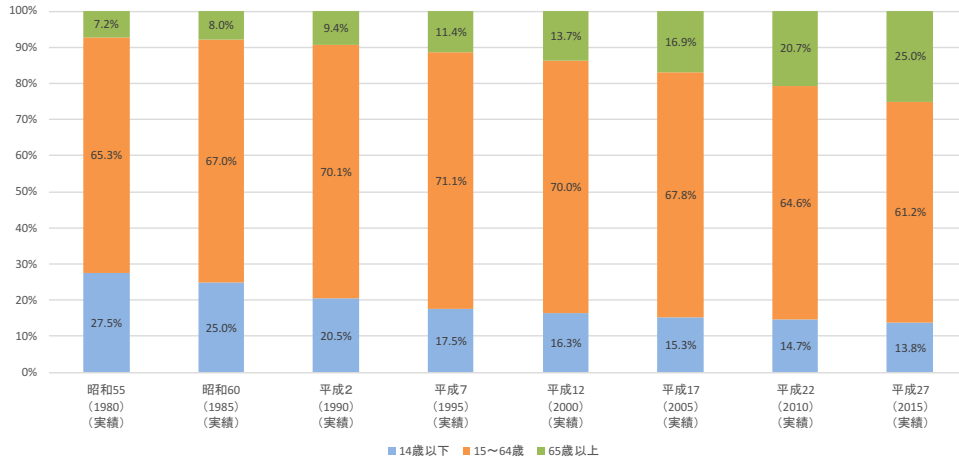
(表〇) 年齢3区分別人口の推移
(実数)



(出典) 国勢調査

※年齢不詳を除く。

(割合)



(出典) 国勢調査

※年齢不詳を除く。

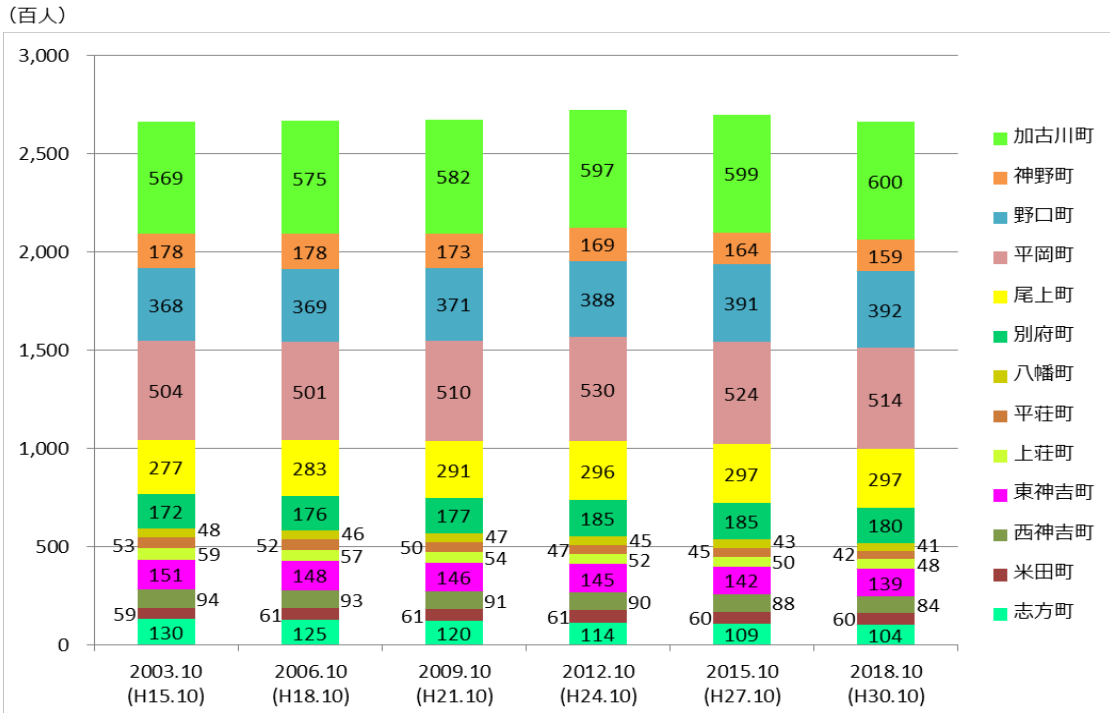
※図表は参考として表示しています

(3) 地区別人口

① 総人口

地区別の人口を見ると、加古川町、野口町では人口が増加している一方、その他の町では人口が横ばい、または減少傾向にあります。とりわけ、平荘町、上荘町、東神吉町、西神吉町、志方町では人口が減少し続けています。

(表〇) 地区別人口の推移



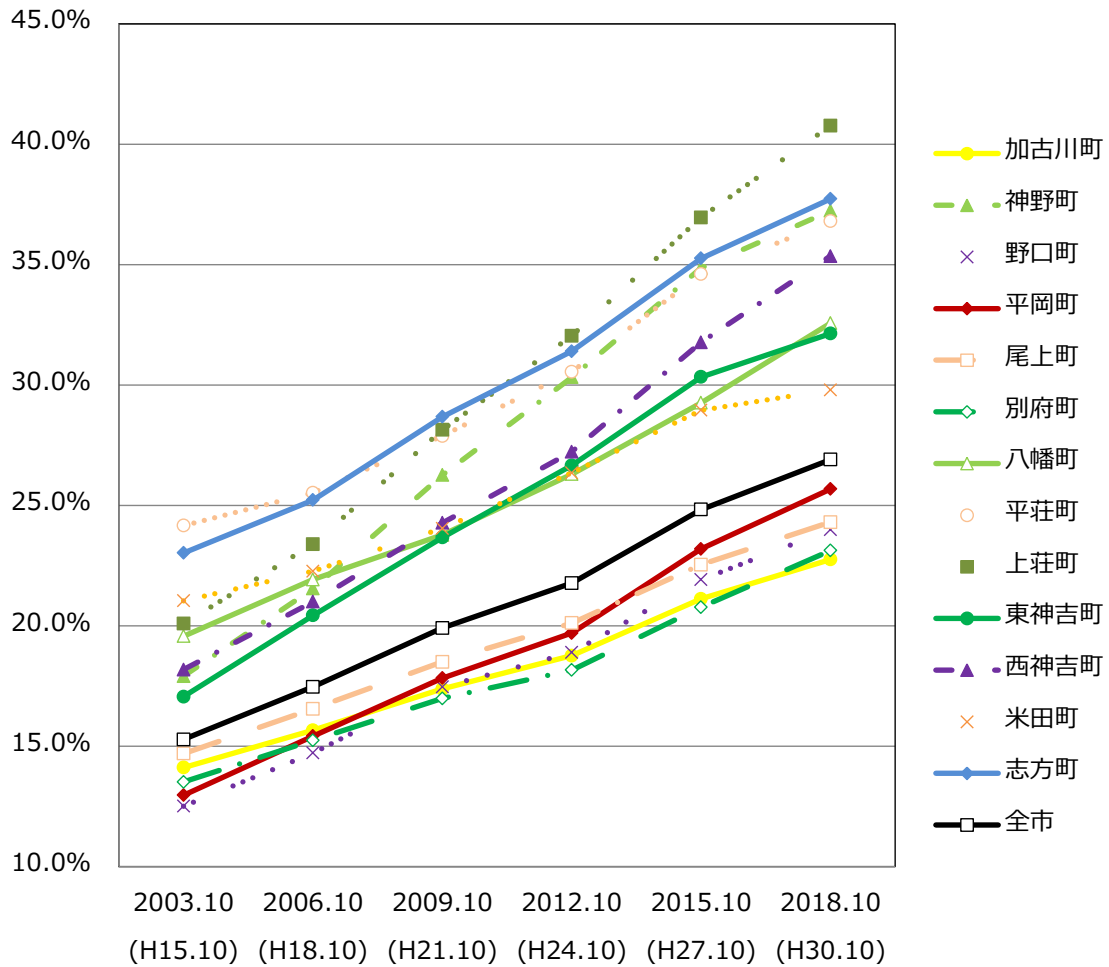
(出典) 加古川市町丁別住民基本台帳人口

※図表は参考として表示しています

② 高齢化率

地区別の高齢化率については、平成30（2018）年10月時点で、上荘町は40パーセントを超えており、神野町、平荘町、西神吉町、志方町は35パーセントを超えています。その他の地域でも、地域差はありますが、高齢化が進んでいます。

（表〇）地区別高齢化率の推移



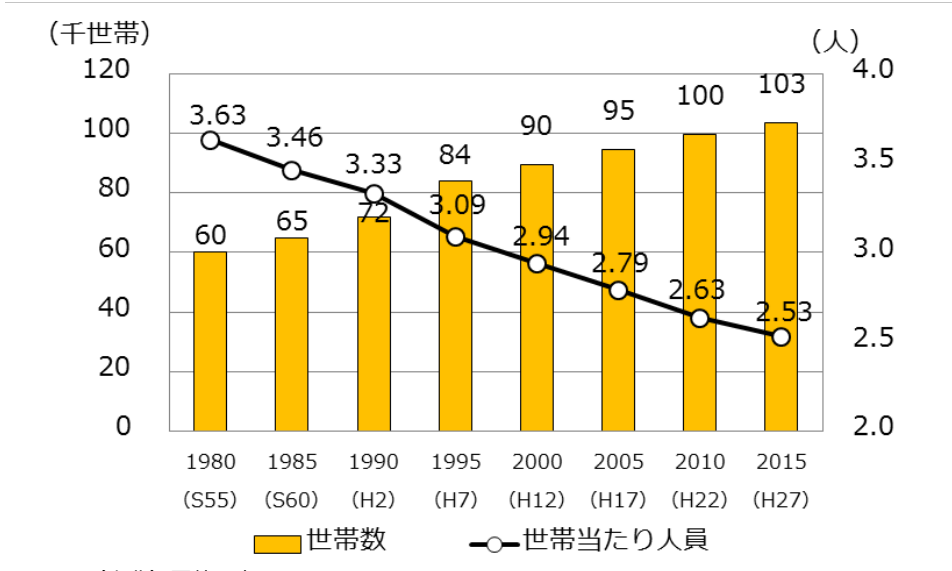
（出典）住民基本台帳

※図表は参考として表示しています

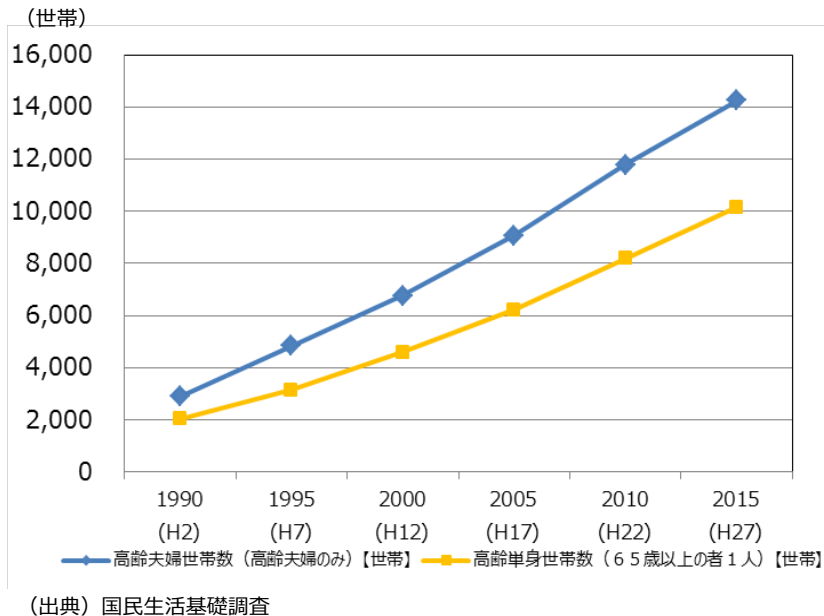
2 世帯数

世帯数は、核家族化、少子化に加え、高齢者の単独世帯化が進み、1世帯あたり人員は、昭和55（1980）年の3.63人から平成27（2015）年の2.53人に減少しています。

（表〇）世帯数、世帯あたり人員の推移



（表〇）高齢者単独世帯数等の推移



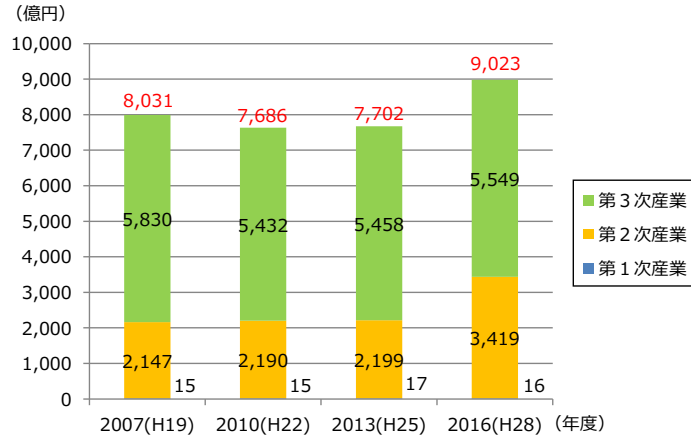
※図表は参考として表示しています

3 経済活動

(1) 経済活動別市内総生産

市内の経済活動別の総生産をみると、第2次産業の伸びにより増加傾向にあります。

(表〇) 経済活動別市内総生産の推移

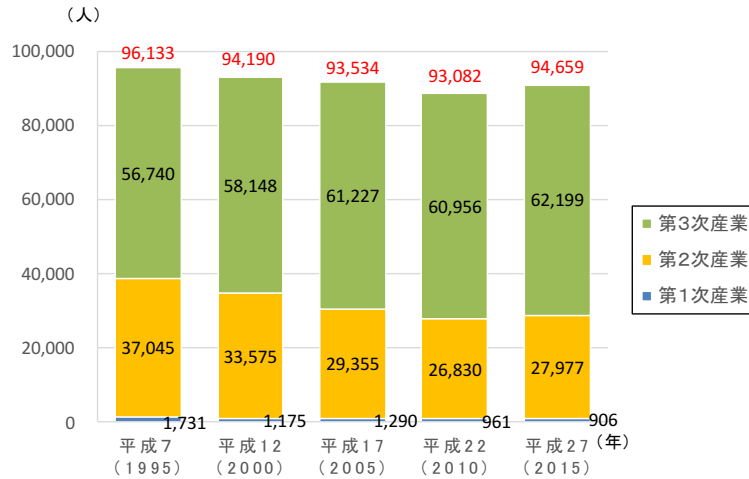


(出典) 兵庫県「市町民経済計算」

(2) 経済活動別就業者数

第1次産業及び第2次産業の就業者数は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にあります。

(表〇) 経済活動別就業者数の推移



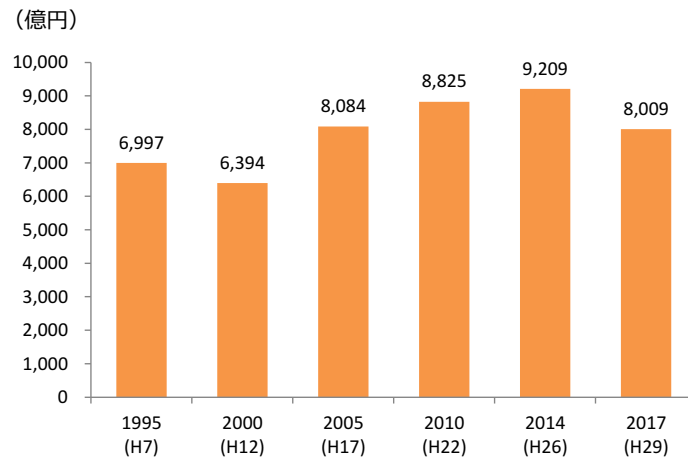
(注) 実績値には「分類不能の産業」が含まれるため、各産業の合計値は一致しない。
(出典) 総務省「国勢調査」

※図表は参考として表示しています

(3) 製造品出荷額等

市内製造業の製造品出荷額等は、鉄鋼業の増減に応じて変化しており、平成26（2014）年から平成29（2017）年の間に1,200億円減少し、約8,000億円となっています。

(表〇) 製造品出荷額等の推移

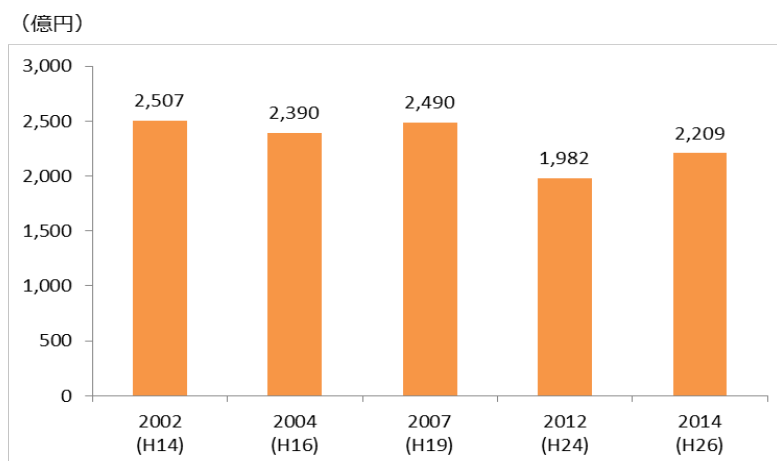


(出典) 経済産業省「工業統計調査」

(4) 小売業商品販売額の推移

市内小売業の商品販売額は、小売業従業者数の減少や売り場面積の縮小により、減少傾向にあり、平成26（2014）年には2,200億円程度となっています。

(表〇) 小売業商品販売額の推移



(出典：商業統計調査、2012（平成24）年は総務省「経済センサス」)

※図表は参考として表示しています

4 市の財政状況

(1) 歳入の状況（一般会計）

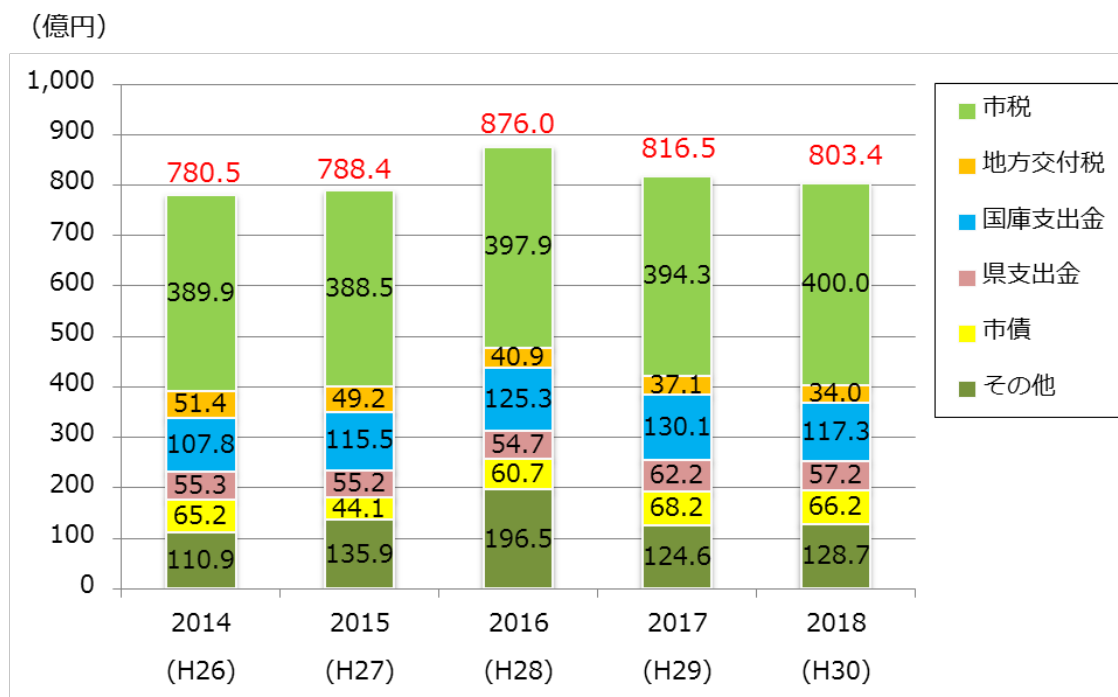
本市の歳入は、平成28（2016）年度以降、800億円を超えています。

そのうち、根幹をなす市税収入は近年堅調に推移しており、平成30（2018）年度決算においては、企業の新規設備投資に伴う固定資産税（償却資産）の増加などにより、初めて400億円を超えました。

国庫支出金や県支出金については、障害者自立支援給付費負担金や教育・保育給付費負担金などが増加傾向にあるものの、放課後児童クラブの整備が完了したことに伴う負担金の皆減により、平成30（2018）年度決算において大きく減少しています。

市債については、投資的経費の圧縮を通じて発行を抑制している状況です。普通交付税の代替財源である臨時財政対策債（元利償還金全額が後年度に交付税措置される地方債）の発行額は、平成28（2016）年度以降30億円を下回っています。しかしながら、市債残高に占める臨時財政対策債の割合は、平成28（2016）年度以降50パーセントを超えています。

(表〇) 歳入の推移



(出典：加古川市決算)

※図表は参考として表示しています

(2) 歳出の状況（一般会計）

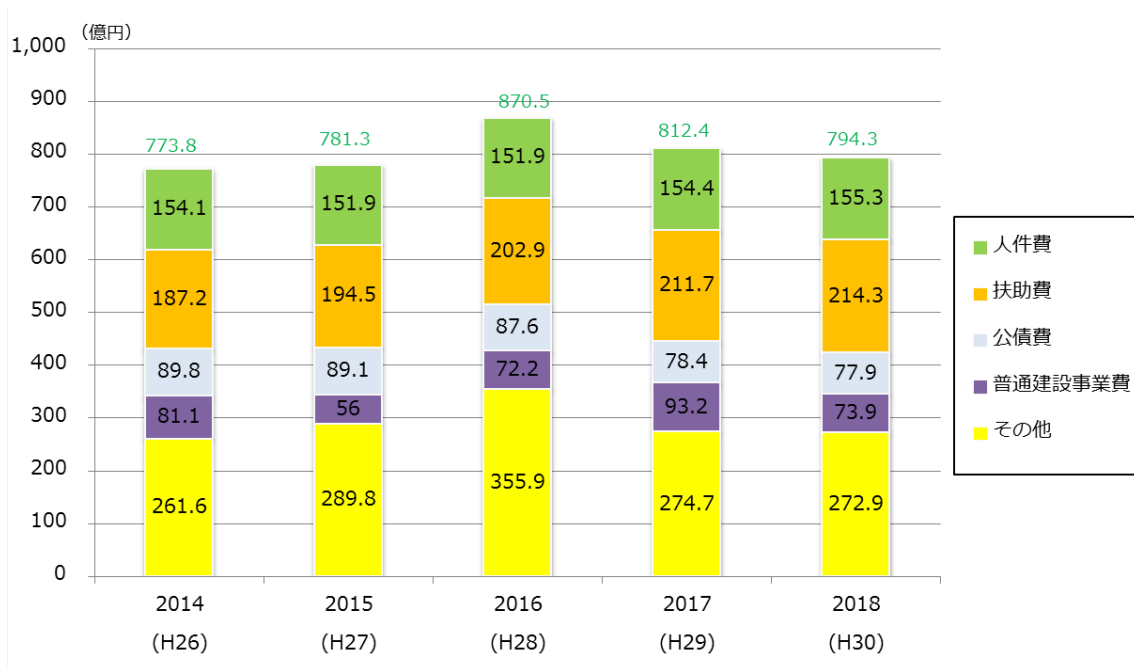
歳出の中で、人件費、扶助費、公債費の義務的経費については、平成28(2016)年度以降440億円を上回っており、平成30(2018)年度決算においては、約448億円で歳出全体の約56パーセントを占めています。

人件費は、近年、増加傾向にあります。また、扶助費については、障害者自立支援給付費や教育保育給付費などの伸びに伴い、増加傾向にあります。

公債費については、市債の発行抑制や計画的な償還により、残高が減少傾向にあることに加え、普通建設事業費の抑制もあって、平成29(2017)年度以降は80億円を下回っている状況です。

普通建設事業費については、小中学校の営繕事業や道路・街路事業の進捗により増減はあるものの、抑制傾向にあります。しかしながら、今後、広域ごみ処理施設や学校給食センターの整備をはじめ、公共施設やインフラ資産の大量更新時期を迎えることにより、大幅な増加が見込まれます。

(表〇) 歳出の推移



※図表は参考として表示しています

3節 市民意識

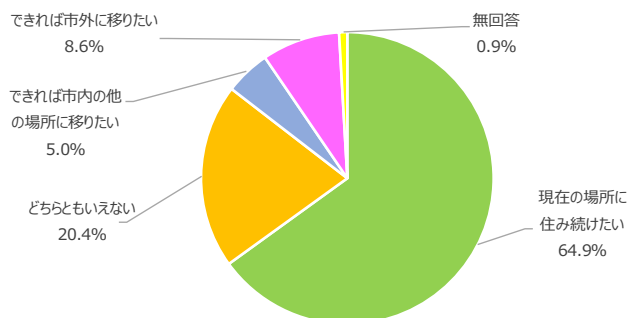
本計画の策定にあたり、市の施策に対する市民の満足度と重要度、まちづくりに対する意見などを把握するため、市民意識調査を実施しました。

調査は、無作為抽出した18歳以上の市民3,000人を対象として、令和元（2019）年12月5日から12月19日にかけて実施し、1,272人（回収率42.4パーセント）から回答を得ました。

1 定住意向

「現在の場所に住み続けたい」という人の割合は64.9パーセントで、約3分の2の回答者が定住意向を示しています。

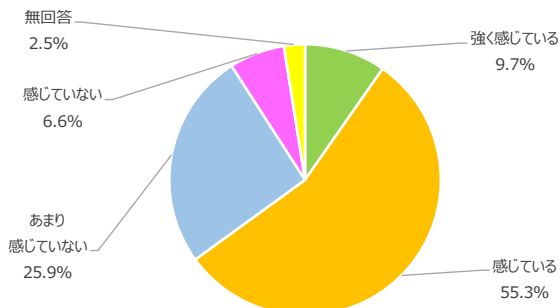
そのほか、「できれば市内の他の場所に移りたい」が5.0パーセント、「できれば市外に移りたい」が8.6パーセントとなり、何らかの転居意向を示している人の割合は13.6パーセントとなっています。



2 誇り・愛着

加古川市や現在住んでいる地域に対する誇りや愛着について、「強く感じている」という人の割合は9.7パーセント、「感じている」が55.3パーセントとなり、約3分の2の回答者が本市に誇りや愛着を感じています。

そのほか、「あまり感じていない」が25.9パーセント、「感じていない」が6.6パーセントとなっています。

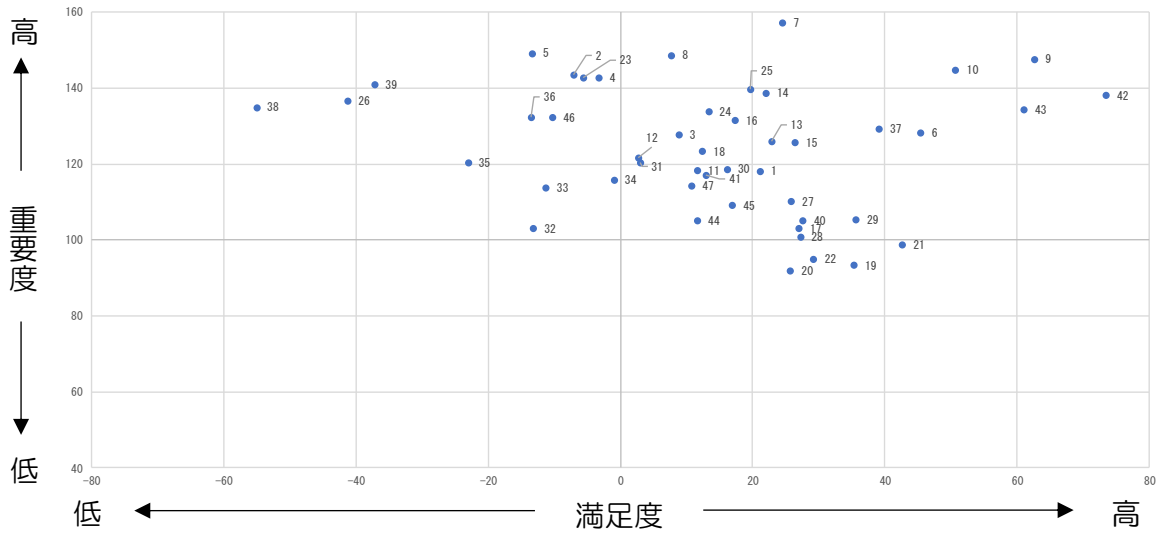


※図表は参考として表示しています

3 満足度・重要度の比較

市民意識調査の結果から、各施策の満足度と重要度の関係を見てみると、「38 バスの便利さ」「26 ポイ捨てやペットのふん害防止」「39 地域内の道路の安全性や便利さ」「35 加古川駅周辺の都心としての魅力」の項目が、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い結果となっています。

【満足度と重要度の関係】



安心して暮らせるまちづくり

- 1 地域での福祉ボランティア活動の広がり
- 2 子育てと仕事が両立できる環境
- 3 障がい者に対する支援
- 4 高齢者に対する支援
- 5 介護保険など社会保障制度の適正な運営
- 6 住民健診の充実や健康づくりの推進
- 7 安心できる医療体制
- 8 地域の防災体制
- 9 消防や救急・救命体制
- 10 子どもの見守りやパトロールなどの安全対策
- 11 悪質商法の相談や環境に配慮した消費行動への啓発
- 12 勤労者の福利厚生や労働相談などの勤労支援

心豊かに暮らせるまちづくり

- 13 就学前教育の内容
- 14 義務教育の内容
- 15 特別支援教育の内容
- 16 教育を支える環境
- 17 生涯学習の機会や環境
- 18 青少年の健全な育成
- 19 スポーツ・レクリエーション活動機会の提供
- 20 文化・芸術に接する機会の提供
- 21 人権教育や人権啓発の推進
- 22 男女共同参画の啓発

うるおいのある環境の中で暮らせるまちづくり

- 23 大気や水質・騒音などの環境対策
- 24 自然環境の保全
- 25 ごみの減量・不用品のリサイクルの推進
- 26 ポイ捨てやペットのふん害防止

にぎわいの中で暮らせるまちづくり

- 27 農業の振興
- 28 水産業の振興
- 29 工業の振興
- 30 地場産業の振興
- 31 商業の振興
- 32 観光の振興

快適に暮らせるまちづくり

- 33 秩序だった土地利用や建物の配置
- 34 景観や、まちなみの美しさ
- 35 加古川駅周辺の都心としての魅力
- 36 幹線道路の整備
- 37 鉄道の便利さ
- 38 バスの便利さ
- 39 地域内の道路の安全性や便利さ
- 40 住宅の供給
- 41 公園・緑地や水辺の整備
- 42 水道水の供給
- 43 下水道の整備
- 44 ICT（情報通信技術）を活用した地域の情報化

まちづくりの進め方

- 45 市民活動や行政との協働
- 46 行政の効率化
- 47 近隣都市との広域的な連携

※図表は参考として表示しています

5章 将来の目標人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し算出した本市の総人口は、令和8（2026）年に約25万1千人、令和42（2060）年には約16万6千人になると推定されます。

人口減少、少子高齢化が進行することにより、医療・福祉などの生活関連サービスの縮小、税収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の縮小や撤退、空き家や空き地・耕作放棄地等の増加、さらには、地域コミュニティの機能低下など様々な問題が生じることが予測されます。

そのため、総合計画に基づく取組を着実に進め、市民生活の質の向上を図りながらも、「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各個別計画との連携のもと、積極的かつ効果的に、転出超過の抑制と出生率の維持・向上に資する施策に最大限取り組むことで、将来の目標人口として令和8（2026）年に約25万4千人、令和42（2060）年には約20万人の確保をめざします。

（図〇） 将来の目標人口と市推計人口



（注）実績は総務省「国勢調査」、推計はコーホート要因法による数値。

※図表は参考として表示しています

6章 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

「ひと・まち・自然を大切にし
ともにささえ はぐくむまちづくり」

本市は、平成12（2000）年に「ウェルネス都市 加古川」を宣言しました。

「ウェルネス」とは、運動、栄養、休養だけでなく、幅広く生きがいや人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的に創造的に、健康な心身でいきいきと毎日を過ごすことを意味しており、「ウェルネス都市」の実現をめざして取り組んできました。

今後も、「ウェルネス都市」の理念を継承しつつ、本市で生活するすべての「ひと」、活気ある「まち」、豊かな「自然」を大切にしまちづくりを進めます。

また、人口減少等に伴う様々な課題を克服するため、すべての市民、事業者などが互いを思いやり支えあいながら、行政と一体となって、より一層の協働によるまちづくりを進めます。

7章 将来の都市像

将来を見据えた、長期的な取組により実現をめざす本市のまちの姿として、将来の都市像を次のとおり定めます。

「夢と希望を描き 幸せを実感できるまち 加古川」

社会経済の成熟化とともに、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」へと人々の価値観は変化しており、ライフスタイルの多様化が進んでいます。

また、多様な生き方が選択できる社会へと変容しつつある中、一人一人の価値観が尊重されるとともに、個性や能力が発揮できる社会の実現が求められています。

このような中で、本市が持続的に発展を遂げるため、本市で生活するあらゆる世代が、日々の生活の中に幸せを実感することができ、とりわけ未来を担う子どもたちや若い世代が、将来に夢や希望を描くことができるまちをめざします。

8章 まちづくりの基本目標

将来の都市像を実現するため、次の5つの基本目標を定めます。

- 1 心豊かに暮らせるまち
未来を担う子どもを健やかに育むとともに、誰もが学習やスポーツ・文化活動などの生涯にわたる生きがいを持ち、互いに尊重し合いながら、心豊かに暮らせるまちをめざします。
- 2 安心して暮らせるまち
市民が互いに支えあいながら、毎日を自分らしく、安全で安心して暮らせるまちをめざします。
- 3 活力とにぎわいのあるまち
農業や工業、商業等の産業を振興するとともに、産業相互の連携による相乗効果を生み出し、活力とにぎわいのあるまちをめざします。
- 4 快適なまち
地域の特性を生かしながら、暮らしを支える都市基盤が整備された快適なまちをめざします。
- 5 うるおいのあるまち
地域や地球全体の環境を保全するとともに、水と緑を身近に感じ、美しい生活環境が守られた、うるおいのあるまちをめざします。

9章 まちづくりの方向（施策の大綱）

1 心豊かに暮らせるまち

（1） 子どもの健やかな成長を支援する

結婚の希望が叶い、安心して出産、子育てができるよう、社会全体で応援する機運を醸成し、結婚期から子育て期までのライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を構築することで、子どもを健やかに育むまちづくりを進めます。

また、子どもたちの個性や能力を尊重しつつ、発達や学びの連続性を重視した就学前教育・保育や義務教育、特別支援教育の充実に取り組みます。

さらに、安全で快適な学習環境の整備を図るとともに、学校園、家庭、地域の協働による学校づくりを推進し、子どもたちが社会に積極的に参画することができる「生きる力」を育みます。

（2） 地域における教育・学習環境を整備する

誰もが自由に学習することができ、習得した知識や能力を社会や地域で生かすことができるよう、生涯学習を推進します。

また、家庭や地域における教育力の向上に取り組むとともに、学校園、家庭、地域が連携し、様々な体験や交流を通じて豊かな人間性を涵養するなど、子どもたちの健全な成長を促進します。

（3） スポーツや文化・芸術を振興する

誰もが生き生きと過ごすことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

また、多様な文化が共生する社会を構築するため、歴史資源の保存・活用、文化・芸術活動の促進に取り組むとともに、国際化の推進を図ります。

（4） 互いに尊重しあって暮らせる社会を実現する

市民一人一人の人間としての尊厳や基本的人権が尊重される社会を確立するため、人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題に対する相談体制の充実を図ります。

また、性別にかかわらず、一人一人が個性と能力を発揮し、心豊かに暮らせる社会を実現するため、誰もが活躍できる環境づくりを促進するとともに、仕事・家庭・地域における男女共同参画を推進します。

2 安心して暮らせるまち

(1) ともに支えあう福祉社会を実現する

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や障がい者、生活に困窮している人などに対し、地域の様々な資源を活用した包括的な支援の充実を図ります。

また、社会参加や生きがいづくりを促進し、自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 健康づくりや地域医療を充実する

子どもから高齢者まで、ともに支えあい、健やかに暮らすことができるよう、市民の自主的な健康づくりを促進するとともに、いつでも安心して医療を受けることができるよう、地域医療体制の充実に努めます。

(3) 市民生活の安全・安定を確保する

あらゆる危機事象から、市民の生命と財産を守るため、災害予防対策や災害時対策を推進するとともに、消防・救急体制を充実します。

また、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちをつくるため、防犯・交通安全に対する意識の高揚に努めるとともに、防犯・交通安全対策を推進します。

さらに、安全・安心な消費生活の実現をめざした啓発を推進するとともに、関係機関との連携による被害の未然防止を図ります。

一方、市民が安心して働き、仕事と生活の調和がとれた暮らしを営むことができるよう、就業機会の拡充、労働環境の向上を図るとともに、働き方改革を推進します。

3 活力とにぎわいのあるまち

(1) 農業・水産業を振興する

農業の持続的な発展をめざし、有害鳥獣等による農作物への被害の低減対策など生産基盤の整備・保全を進めるとともに、見土呂フルーツパークを活用し、農業を通じた地域の活性化を図ります。

また、水産業の持続的な発展をめざし、資源管理型漁業を促進するなど生産基盤の整備・保全を進めるとともに、漁業経営の安定化を図ります。

(2) 工業・地場産業を振興する

工業の持続的な発展をめざし、関係機関との連携による経営者支援など工業経営の安定化を図るとともに、産業適地の確保に努め、企業立地を促進します。

また、地場産業を維持・継承するため、担い手の創出や経営の安定化を図るとともに、独自の技術や技能を生かした商品開発など、地場産業の活性化を促進します。

(3) 商業・観光を振興する

にぎわいのあるまちをめざし、空き店舗のさらなる利活用を進めるなど中心市街地の商業やサービス業の活性化を促進するとともに、流通機能の充実を図ります。

また、交流人口の増加と地域の活性化をめざし、さらなる食の観光化を推進するなど資源を有効に活用するとともに、広域連携の強化や効果的かつ魅力的な情報発信を行うことで、誘客促進に努めます。

4 快適なまち

(1) 機能的・効率的なまちを形成する

持続可能なまちづくりを進めるため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の適切な誘導と集積により、集約型都市構造への転換を進めます。

また、都心・副都心における多様な都市機能の効果的な誘導と集積、面的整備事業の推進による魅力的な都市空間の形成を図るとともに、地域拠点における都市機能の確保を図ります。

一方、安全で円滑な道路交通の実現を図るとともに、経済活動の活性化や生産性の向上をめざし、関係機関と連携した幹線道路ネットワークの形成を図ります。

また、港湾における海上物流機能の強化を図ります。

さらに、コミュニティ交通の充実など持続可能な公共交通の再構築を進めるとともに、鉄道の利便性向上を促進します。

(2) 安全で快適な暮らしの基盤を整備する

秩序あるまちなみと、地域特性を生かした良好な景観の形成をめざし、住民主体によるまちづくりを支援するとともに、面的整備事業に向けた取組を推進します。

また、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、防犯・交通安全に寄与する環境整備を推進します。

さらに、道路の整備改良、橋梁等の維持補修を進め、地域内道路の安全確保を図るとともに、安全・安心な居住環境の形成に向けた取組を推進します。

一方、安全で良質な水道水の安定的な供給や、下水道の計画的な整備による機能の維持を図り、快適で衛生的な生活環境の創出を図ります。

5 うるおいのあるまち

(1) 地球環境と地域の環境を保全する

地球温暖化や、大気、水などの環境汚染の防止を推進するため、市民や事業者などの協力・連携による環境保全意識の啓発を促進し、環境への負荷の少ない社会の構築をめざします。

また、地域の自然環境を保全するため、里山林の保全や遊休農地の活用を促進するとともに、多様な生きものを育む環境の保全を図ります。

(2) 資源の循環と環境美化を推進する

持続可能な循環型社会の構築による環境先進都市をめざし、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）に取り組むとともに、ごみの適正処理を推進します。

また、清潔で美しい生活環境をつくるため、市民の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、水環境の保全に向けた取組を進めます。

(3) 水と緑の空間を形成する

公園等の整備や管理を通じて、世代を超えて集い、憩うことができる空間の形成をめざすとともに、水と緑に親しみ、うるおいややすらぎを感じられるまちづくりを進めます。

10章 まちづくりの進め方

まちづくりの基本理念に基づき、基本目標を達成し、将来の都市像を実現するため、次のとおり、まちづくりを進めます。

(1) 多様な主体と行政との協働

市民、市民活動団体、事業者、大学等多様な主体が、行政と一体となって、様々な課題を共有し、連携・協力して解決に取り組む協働によるまちづくりを進めます。

また、町内会や自治会などの地域コミュニティ団体の活性化を図り、地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

(2) シティプロモーションの推進

シビックプライドを醸成するため、市政情報の的確な発信や広聴活動の充実を図るとともに、市が有する様々な魅力を積極的に活用し、戦略的かつ効果的に発信するなど、シティプロモーションを推進します。

(3) 効果的・効率的な行財政運営

市民ニーズと新しい生活様式を踏まえた質の高い行政サービスの提供に向け、組織力・職員力の向上、経営基盤の堅持、先端技術を活用した情報化を進めます。

また、各施策を連携させながら効果的に実施し、様々な分野における課題の解決に努めます。

(4) 広域的なまちづくりの推進

都市間共通の課題に対して、スケールメリットを生かした積極的かつ戦略的な都市間連携を推進します。

また、地域の活性化を図るため、交流人口や関係人口の創出・拡大を図ります。

11章 都市空間の利用の方向性

本市は、播磨平野を貫流する県内最大の河川「加古川」の下流に位置しています。播磨灘に面し、大規模な製鉄工場や関連企業、工場などが集積する臨海部、鉄道や幹線道路等が横断し、市街地が広がる南部及び中央部、播磨中部丘陵県立自然公園をはじめ、農地やため池等の自然豊かな北部の3つの地域で構成され、それぞれの特性が生かされた都市空間を形成しています。

一方で、高度成長期の人口増加や核家族化の進行などを背景とした住宅市街地の拡大、ロードサイド型の大規模集客施設の分散立地など、拡散型の都市構造となる中、無秩序な市街化の防止や都心等における都市機能の強化、良好な居住環境の形成に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、人口減少・超高齢社会においては、必要な都市基盤の整備を進めつつ、各拠点に応じた都市機能の誘導と集積を図るとともに、拠点間等を交通ネットワークで有機的に連携させるなど、コンパクトで持続可能な都市構造への転換が必要です。

このような現状を踏まえ、「市域の基本的構成と整備方針」、「都市拠点と基幹交通体系」、「土地利用の基本方針」及び「生活圏と行政サービスの展開の方向性」を定め、計画的な土地利用を図るとともに、それぞれの地域が持つ特性を生かしながら、活力あるまちづくりを推進します。

1節 市域の基本的構成と整備方針

これまで進めてきた「臨海部」「南部及び中央部」「北部」に市域を区分するという土地利用を継承しつつ、各地域の特性を生かしながら、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

1 臨海部

臨海部は、大部分が工業専用地域に指定されており、製造業を中心とする工場が集積し、播磨臨海工業地帯の一翼を担うとともに、本市の経済活動の中心として活発な生産活動が続けられています。

また、工場に隣接する港湾では、工業原料や製品などの物流拠点としての機能を果たすとともに、沿岸漁業の基地、さらには市民のレクリエーションの場としても活用されています。

このため、臨海部においては、主に製造業を中心とする生産活動の振興や漁業活動の振興を図るとともに、海辺を生かした魅力ある親水空間としての活用を促進します。

2 南部及び中央部

南部及び中央部は、住居系の土地利用とともに商業・サービス業などが集積し、本市のみならず東播磨地域の拠点として多様な都市活動が展開されています。とりわけ、都心（JR加古川駅周辺）や副都心（JR東加古川駅周辺、山陽電鉄別府駅周辺）には商業・サービス機能が集積しています。

このことから、都心や副都心においては、既存の都市基盤を生かしつつ、商業・業務、医療・福祉、居住などの都市機能の誘導と集積、土地の高度利用の促進など、地域の活性化を図り、その拠点性を高めます。特に、JR加古川駅周辺の中心市街地の活性化やJR東加古川駅周辺の教育・文化機能を生かしたまちづくりを進めます。

また、国や県との連携のもと、加古川橋の架け替え、国道2号の対面通行化、播磨臨海地域道路やJR東加古川駅周辺連続立体交差に関する取組など、将来の基幹となる都市基盤の整備を進めるとともに、これらの整備による将来の姿を見据えた土地利用を図ります。

一方、住居系の地域においては、地区計画などの規制誘導策を適切に活用し、快適で魅力的な居住環境の形成に努めます。また、幹線道路沿線の地域については、その利便性を生かしつつ、立地特性に応じた土地利用を進めます。

さらに、工業系の地域においては、住宅、商業施設、工場の無秩序な混在を防ぎ、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

3 北部

北部は、大部分が市街化調整区域であり、播磨中部丘陵県立自然公園をはじめとする貴重な森林資源や田園環境の広がる緑豊かな地域となっています。

また、平荘湖や権現湖、多数のため池など豊かな水辺空間にも恵まれています。

そこで、この地域においては、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、既存施設を有効に活用しながら、憩いとやすらぎの空間として活用します。

また、農業振興地域を中心とする田園部においては、主に農業生産活動と市民生活が一体となって営まれていることから、農業の生産基盤を保全し農業の振興を図る一方、既存の集落においては、地区計画や田園まちづくり制度などを活用することにより、地域特性を生かした住民主体のまちづくりを支援し、周辺環境と調和した良好な居住環境の保全と確保に努めます。

なお、北部地域の持続可能なまちづくりを促進するため、既存施設の再編や再整備による地域の活性化を図るとともに、まちのまとまりを重視した土地利用の実現を図ります。

特に、自動車専用道路の出入口周辺や幹線道路沿いなどの利便性の高い地域においては、生産・流通等の立地需要に対応し、適正な土地利用の誘導を図ります。

2節 都市拠点と基幹交通体系

持続可能な都市構造へと転換していくため、都市機能の集積を図る地域を都市拠点として位置付け、各拠点規模に応じた機能の充実を促進し、活性化を図ります。また、都市拠点間、さらには東播磨地域や阪神都市圏など広域における役割分担や連携を踏まえつつ、基幹交通体系の形成を図るとともに、公共交通網の充実をめざします。

1 都市拠点

(1) 加古川都心

JR加古川駅周辺地区においては、東播磨都市圏の核として、これまでに集積された都市機能を生かしつつ、国や県との連携のもと、国道2号の拡幅・対面通行に向けた取組を進め、土地利用の活性化を図ります。

とりわけ、加古川駅北地区の高度利用を進め、周辺の低未利用地の利活用を促すことで、文化・健康などの都市機能のさらなる集積と都心居住を促進し、駅南地区においても、面的整備事業を推進し、防災性や回遊性の向上を図ることにより、多様な世代が集い、過ごすことができる、にぎわいと魅力あふれる都市拠点の形成をめざします。

(2) 東加古川副都心

JR東加古川駅周辺地区においては、都心との機能分担を図りながら、連続立体交差事業に合わせた都市基盤整備と、それに伴う都市機能の連携を強化し、教育・文化を中心としたまちづくりを推進します。

(3) 別府副都心

山陽電鉄別府駅周辺地区においては、既存の商業、居住などの多様な都市機能の集積とともに、港湾機能、レクリエーション機能等との連携のもと、副都心にふさわしい都市機能の確保に努めます。

(4) 地域拠点

都心・副都心以外の鉄道駅周辺地区及び志方町中心部を地域拠点と位置付け、各拠点の規模に応じた生活利便施設の誘導を図ります。また、拠点間の持続可能な公共交通網の再構築を進めます。

(5) 生産・流通等の拠点

臨海部や工業団地における既存の工業集積地域を生産・流通等の拠点とするとともに、立地需要に対応して周辺環境と調和した拠点の拡充を図ります。

また、自動車専用道路の出入口周辺や幹線道路沿いなど交通利便性の高い地域においては、企業誘致など、適正な土地利用の誘導を図ります。

(6) レクリエーション等の拠点

北部における加古川ウェルネスパークや見土呂フルーツパーク、加古川運動公園など既存施設を活用しながら、レクリエーション拠点を形成します。

また、加古川河口部や河川敷、別府みなと緑地、平荘湖、権現湖などの親水空間や、既存の公園・緑地空間を有効に活用し、水と緑のネットワークを形成するなど、レクリエーション拠点の魅力の向上を図ります。とりわけ、日岡山公園及びその周辺地区においては、豊かな自然や多くの歴史的資源、スポーツ施設等を生かし、子どもから高齢者までの多様なニーズに応じた、誰もが気軽に訪れ、楽しむことができる空間づくりを推進します。

さらに、幹線道路整備を推進し、都心・副都心や地域拠点からのアクセス性を高めるとともに、レクリエーション拠点の積極的なPRを通じて、交流人口・関係人口の増加を図ります。

2 基幹交通体系

(1) 東西軸

国土幹線軸である山陽自動車道を北部における東西軸として広域的な連携を図るとともに、国道2号線、加古川バイパス及びJR山陽本線を中央部における東西軸と位置付け、阪神都市圏や西播磨地域との連携を強化します。特に内環状線の一部を形成する国道2号線の4車線・対面通行化を進めるとともに、JR山陽本線についても、安全性と利便性の向上を促進します。

また、都心における中環状線である中津水足線の整備と連携しながら、加古川渡河部の交通容量の拡大などをめざし、神吉中津線（新橋梁）の整備を進めます。

一方、播磨中央幹線（国道250号）、浜幹線及び山陽電鉄本線を南部における東西軸と位置付け、東西方向の交通の円滑化を図ります。

さらに、市域の道路網に大きな影響を与えている加古川バイパスの交通混雑を踏まえ、播磨臨海地域の東西連携や交流の促進を図るための広域東西軸として播磨臨海地域道路の早期実現をめざします。

(2) 南北軸

神野別府港線、本荘加古線を東部における南北軸と位置付け、その整備を促進します。東播磨南北道路、尾上小野線については、中央部における南北軸と位置付け、尾上小野線（安田工区）や東播磨南北道路の北伸整備を促進します。

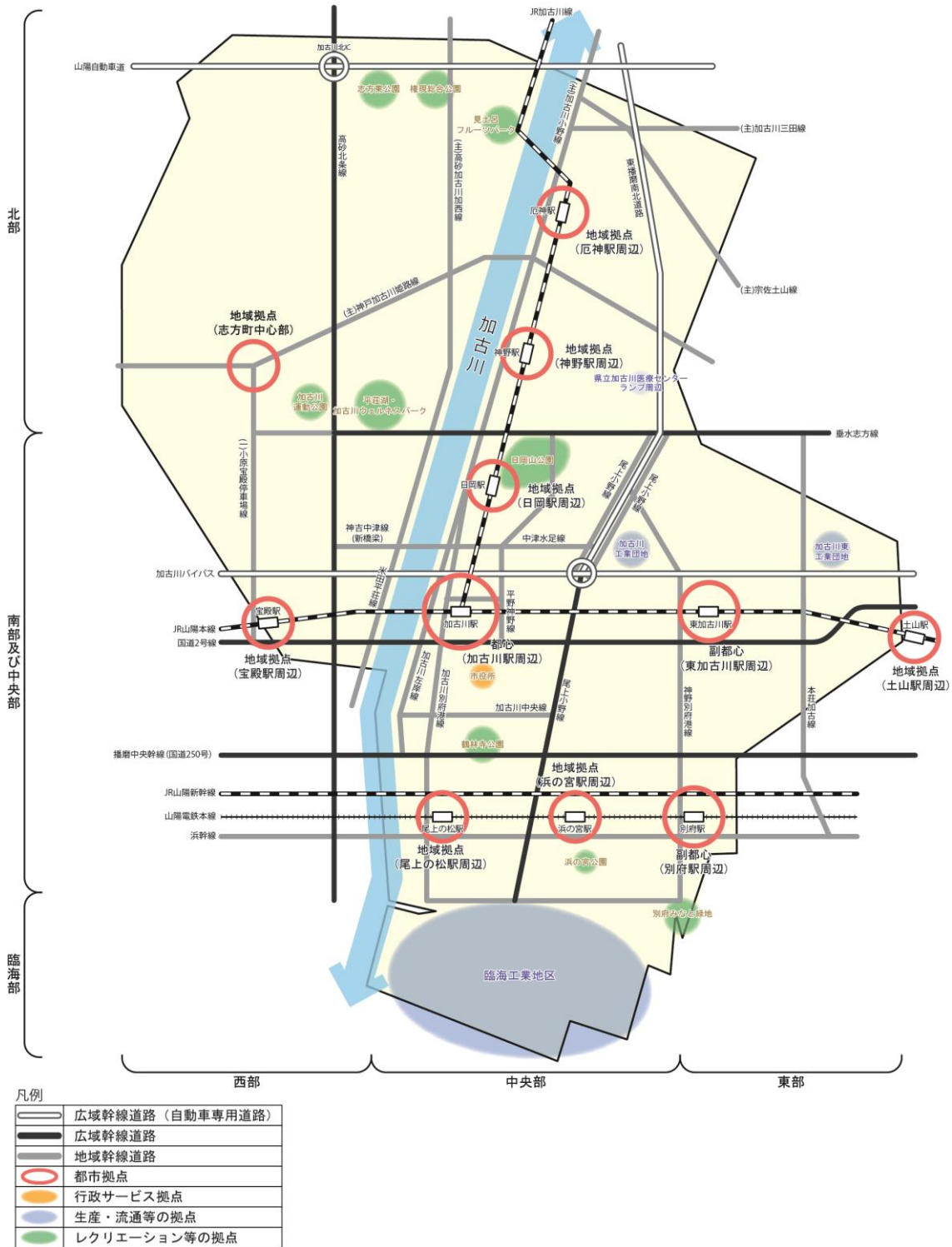
また、JR加古川線の利便性の向上を促進します。

さらに、高砂北条線を西部における南北軸と位置付け、国土幹線軸である山陽自動車等とのアクセスの向上を促進します。

(3) 公共交通網

東西軸や南北軸の基幹道路の計画的な整備を生かしつつ、人口減少、高齢化など地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の確保に努めます。

都市拠点と基幹交通体系



※図表は参考として表示しています

3節 土地利用の基本方針

「市域の基本的構成と整備方針」及び「都市拠点と基幹交通体系」を踏まえ、それぞれの地域特性を生かしながら都市機能の集積や魅力的な居住環境の形成を図るとともに、貴重な自然環境を保全できるよう計画的な土地利用と開発や建築に対する適正な指導に努めます。

1 住居系地域

市街化区域を中心に、地域特性に応じた居住環境を保護するための地域を「住居系地域」とします。

「住居系地域」においては、秩序ある市街地を形成するため、面的整備事業などを活用するとともに、基盤整備が未熟な地域においては、未利用地の無秩序な開発の防止を図ります。

また、日常生活に必要なサービスを身近に享受できるよう、地域に応じた都市機能の適正な配置や土地利用の誘導を図り、質の高い居住環境を形成します。あわせて、増加する空き家の適切な維持管理や利活用を促します。

一方、住居系地域のうち幹線道路の沿道については、交通特性にふさわしい商業・業務機能等を誘導しつつ、後背地の居住環境の保護を図ります。

2 商業系地域

市民生活の利便性を高めるため、鉄道駅の周辺など、主に商業・サービス機能の集積を図る地域を「商業系地域」とします。

都心においては、これまでに集積された都市機能を生かしつつ、都市基盤の整備や低未利用地の高度利用を促進するとともに、様々な都市機能の有機的な連携により回遊性を高めるなど、まちの活性化を図ります。

副都心においては、既存の都市基盤を生かした商業・サービスなどの都市機能の強化を図ります。

また、公共交通によるアクセスの確保や駐車・駐輪対策を推進するとともに、魅力ある商業空間の形成や集客力を高めるための取組を総合的に進めます。

3 工業・流通業務系地域

既存の工業集積地域、さらには産業機能の新たな導入を図る地域を「工業・流通業務系地域」とします。

既存の工業系地域においては、周辺地域への環境に配慮しながら、地域経済の活性化をめざした工業の振興を図ります。

また、自動車専用道路の出入口周辺や幹線道路沿いなどの利便性の高い地域においては、企業誘致など、適正な土地利用の誘導を図ります。

4 農業系地域

北部に広がる農業振興地域を中心とした地域を「農業系地域」とします。

「農業系地域」においては、ほ場やため池などの生産基盤の整備・改修を進めるとともに、農地の適切な保全と活用を図ります。

また、市街化区域に近接する地域や自動車専用道路の出入口周辺、JR加古川線の沿線における地域拠点などにおいては、地区計画や田園まちづくり制度などの活用により、周辺の営農環境などと調和した土地利用を進めます。

5 森林系地域

播磨中部丘陵県立自然公園を中心とした地域を「森林系地域」とします。

「森林系地域」においては、市民共有の財産として貴重な森林資源の保全と育成に努め、その公益的な機能を高めます。

また、レクリエーション空間としての活用を図ります。

6 河川・水路等

国や県との連携のもと、河川整備や河道掘削などの河川対策を促進します。

また、近年多発する局地的豪雨による浸水被害に対応するため、雨水貯留浸透施設の整備などにより、河川や水路への雨水の流出を抑制する流域対策を含めた総合的な治水対策を推進します。

さらに、地域住民の参画を促しながら生態系に配慮した整備や親水機能、レクリエーション機能の確保に努めます。

4節 生活圏と行政サービスの展開の方向性

市民の日常生活範囲の広がりにあわせ、地域に根ざしたコミュニティの単位である「基礎的住区」を原点に、「近隣住区」、「基幹的住区」、「全市域」、「広域圏（東播臨海広域市町村圏、播磨圏域連携中枢都市圏）」まで段階的な生活圏を設定します。

1 生活圏

(1) 基礎的住区

既存の市街地をはじめ、住居などのまとまりのある区域で、市民の日常生活と密接な関わりを持った基礎的な生活圏となる住区です。

また、この住区では、町内会活動など地域に根ざしたコミュニティ活動が展開されます。

(2) 近隣住区

基礎的住区におけるコミュニティ活動のブロック的な役割を担う住区で、おおむね小学校区と一致します。

(3) 基幹的住区

広域的なコミュニティ活動の単位となる住区で、おおむね中学校区と一致します。

(4) 全市域

基礎的住区から基幹的住区に及び各段階の生活圏を統合する区域です。

(5) 広域圏（東播臨海広域市町村圏、播磨圏域連携中枢都市圏）

市民の生活圏の拡大に対応して、他の自治体と連携して広域的な行政を展開する区域で、本市は東播臨海広域市町村圏や播磨圏域連携中枢都市圏に属しています。

東播臨海広域市町村圏は、本市と地理的、歴史的に結び付きの強い高砂市、稲美町、播磨町の2市2町で形成する区域です。また、播磨圏域連携中枢都市圏は、中枢都市である姫路市と連携協約を締結している播磨地域の自治体で形成する区域です。

2 行政サービスの展開の方向性

これまで近隣住区や基幹的住区を中心として、各生活圏に応じ、必要な公共施設を設置するとともに、子育て、教育、福祉、公共交通など様々な行政サービスの提供を進めてきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化が進行する中で、地域によって行政サービスに対する市民ニーズは変化してきています。

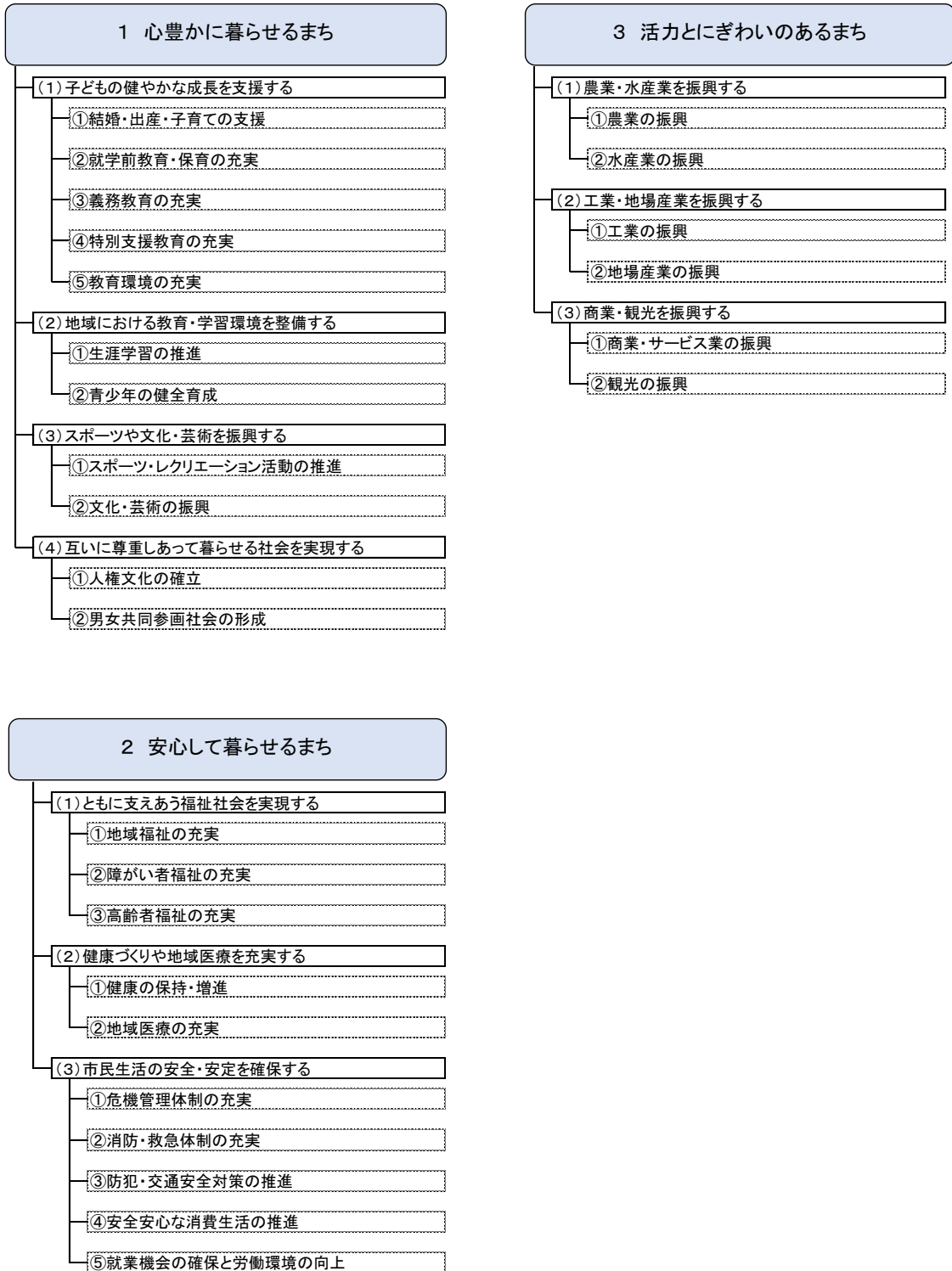
一方で、ICT機器の発達を背景に、スマート自治体の推進が求められており、マイナンバーを利用した行政手続きの簡素化が図られたり、自宅にいながら公共料金の支払いができるようになるなど、行政サービスは時間と場所の制約を受けずに展開していくことが期待されています。

このようなことから、今後、各種の行政サービスを、それぞれの種別に応じた最適な方法により提供する中で、地域特性に応じた施設配置を推進するとともに、市民の利便性のさらなる向上を図ります。

12章 各施策の基本方針

1節 体系図

5つのまちづくりの基本目標及びまちづくりの進め方に基づく政策及び施策を、次のとおり体系的に示します。



【参考】

基本目標及びまちづくりの進め方

政策(1)

施策①

施策②

施策③

施策④

4 快適なまち

(1) 機能的・効率的なまちを形成する

① 計画的な土地利用

② 都市拠点機能の充実

③ 幹線道路・港湾機能の充実

④ 公共交通機能の充実

(2) 安全で快適な暮らしの基盤を整備する

① 秩序あるまちなみの形成

② 防災・防犯のための基盤の整備

③ 生活に身近な道路の整備

④ 良質な住宅供給の促進

⑤ 安全で良質な水道水の供給

⑥ 雨水・汚水の適切な処理

6 まちづくりの進め方

(1) まちづくりの進め方

① 多様な主体と行政との協働

② シティプロモーションの推進

③ 効果的・効率的な行財政運営

④ 広域的なまちづくりの推進

5 うるおいのあるまち

(1) 地球環境と地域の環境を保全する

① 地球環境の保全

② 地域の自然環境の保全

(2) 資源の循環と環境美化を推進する

① ごみの減量・再資源化の推進

② 環境美化の推進

(3) 水と緑の空間を形成する

① 公園等の整備

② 緑化・親水空間の活用

2節 各施策の基本方針

本計画で定める5つの基本目標の達成に向け、各目標に掲げる施策及びまちづくりの進め方について、それぞれの現状と課題を整理し、今後の取組の方向性などを示します。

【各論の構成と見方】の説明を挿入

1 心豊かに暮らせるまち

(1) 子どもの健やかな成長を支援する

① 結婚・出産・子育ての支援

基本方針

社会全体で結婚・出産・子育てを応援する機運を醸成するとともに、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を構築し、結婚・出産・子育ての希望が叶えられるまちづくりを進めます。

施策の方向性（現状と課題）

●安心して結婚・出産・子育てができる環境の構築

少子化の進行の要因として、晩婚化の進行や生涯未婚率の上昇、家庭や地域の子育て力の低下などが指摘されており、その背景には仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや高学歴化、結婚・出産に対する価値観の変化、子育てに対する負担感の増大、経済的不安定の増大などがあるとされています。

本市では、結婚を希望する人の出会いをサポートする市民活動への助成や、不妊・不育治療費の助成、妊婦相談、訪問指導、乳幼児健康診査に加え、こども医療費の無償化など結婚、妊娠、出産、子育てに係る各種支援の充実に取り組んでいます。

結婚期から子育て期までの総合的な少子化対策が重要であり、社会全体で結婚・出産・子育てを応援する機運を醸成し、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

●地域の子育て支援の充実

少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化などを背景に、子育てに対する不安感・負担感が増大しています。

そのため、子育て中の親同士が交流できる機会の創出、放課後児童クラブの充実など、子育てを地域で支える環境の整備が求められています。

また、児童虐待等に関する相談は増加傾向にあり、相談内容が複雑化しています。

そのため、学校園、地域及び関係機関との連携強化による児童虐待の未然防止や、各家庭の状況に応じた適切な訪問、相談体制の充実などが求められています。

そのほか、経済的な問題を抱えるひとり親家庭への各種手当の給付や各家庭の状況に応じた相談支援など、子どもの貧困対策が必要です。

② 就学前教育・保育の充実

基本方針

幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上に取り組むとともに、発達や学びの連続性を重視した教育の充実を図り、子どもたちの生きる力の基礎を育み、健やかな成長を支えます。

施策の方向性（現状と課題）

● 幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上

令和元（2019）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、保育に対する利用ニーズは一時的に増大するものと予想されますが、就学前の子どもの人口は減少傾向であり、保育の量は過剰となることを見込まれます。

一方で、質の高い教育・保育を提供するためには、保育士不足の解消が課題となっています。

そのため、将来予測を踏まえた教育・保育の量の確保に努めつつ、保育士確保を含めた質の向上に取り組んでいく必要があります。

● 発達や学びの連続性を重視した教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児一人一人の心身の発達や学びの連続性を重視した教育を行い、心身共に健やかな成長を促すことが大切です。

そのため、引き続き、幼稚園、保育所、認定こども園において、「加古川市就学前教育カリキュラム」を通じて、発達や学びの連続性を重視した教育の充実を図ることが重要です。

● 教職員の資質能力の向上

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭には、幼児を理解する力や幼稚園教育要領、保育所保育指針、教育・保育要領などに基づく教育・保育を提供する力だけでなく、保護者との関係を構築する力や、小学校教育への円滑な接続のために必要な力など、多様な資質能力が求められています。

③ 義務教育の充実

基本方針

子どもたちの個々の能力を尊重しつつ、自ら意欲的に学び、「思考力・判断力・表現力」を身に付けた児童・生徒を育成するため、協同的探究学習の推進や外国語教育の質をさらに向上させる取組、「知・徳・体」をバランスよく育む教育を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●「知・徳・体」をバランスよく育む教育の充実

社会の急激な変化が進む中で、子どもたちが未来を切り拓くために必要な能力は変化しており、学校教育の充実が求められています。

そのため、義務教育における基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、学習した知識や技能を活用しながら学びを深めることが重要です。また、道徳教育や体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体の育成を図り、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を育む教育の充実が求められています。

●「わかる学力」の向上に向けた協同的探究学習の推進

全国学力・学習状況調査に見られる本市の児童生徒の傾向として、答えや解き方が1つに定まらない問題に対して、多様な知識を関連付けて解決を導き、その思考の過程や根拠を表現することに課題が見られます。

そのため、「協同的探究学習」を核とした授業づくりにより、「思考力・判断力・表現力」等を培い、「わかる学力」の向上を図ることが重要です。

●外国語教育の質の向上

令和2（2020）年度から小学校において完全実施された学習指導要領において、小学校3・4年で外国語活動が始まり、5・6年において外国語が教科化され、授業時数も増加しています。

本市では、ALTを活用した英語活動の充実に取り組んできました。

今後も進展するグローバル化に対応するため、外国語教育の質のさらなる向上が求められています。

●教職員の資質能力の向上

子どもたちの「生きる力」を確実に育成するため、教職員には、教育への情熱や自ら学ぶ姿勢などの資質に加え、学習指導要領の目標や内容を達成するための授業力や子どもたちの人間性や社会性、規範意識などを育むための生徒指導力などのさらなる向上が求められています。

④ 特別支援教育の充実

基本方針

障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、子どもの個々の特性に応じた教育の充実や指導体制の強化を図るとともに、市民の障害に対する理解や認識を促進し、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。

施策の方向性（現状と課題）

●子どもの個々の特性に応じた教育の充実

障害の重度化や重複化とともに、医療的ケアや身体介助などを必要とする子どもの割合が増加傾向にあります。また、通常の学級に在籍する、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がいのある子どもの割合が増加傾向にあります。

そのため、学校園においては、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援のさらなる充実を図るとともに、就学前から卒業までの切れ目のない支援を行う体制を整備する必要があります。また、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築が重要です。

●教職員の資質能力の向上

特別な教育的支援や配慮を必要とする子どもへの指導を充実させるため、専門的な研修等を通じて教職員の専門性を確保するとともに、子どもの障害の状態等に応じた適切な指導力を向上することが必要です。

●市民の障害に対する理解・認識の促進

障がい児が在籍する学校園の子どもやその保護者だけでなく、すべての市民が障害に対する理解や認識を深めていくことが大切です。

⑤ 教育環境の充実

基本方針

子どもの学びや育ちを支える環境の充実を図るため、校種間や学校・家庭・地域の連携を強化しつつ、子どもにとって望ましい教育支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な学習環境の整備を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●教育支援体制の充実

「中学校区連携ユニット12」の取組を通じて、幼児期から義務教育終了までの連続した学びや育ちを支援するとともに、校種を越えた子ども同士や教職員との人間関係の構築を進め、校種間の円滑な接続を図ることが重要です。

また、外国人児童・生徒に対するサポートスタッフの配置など、一人一人に応じたきめ細かな支援体制を構築することが求められています。

●地域とともにある学校づくりの推進

令和3（2021）年度から市内すべての小学校、中学校、養護学校は学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールとなります。学校運営協議会を中心に、学校・家庭・地域が目標を共有し、その実現に向けて協働する、地域とともにある学校づくりを進めることが重要です。

●いじめや不登校の防止対策の推進

二度と子どもの尊い命が奪われることがあってはならないという強い決意のもと、いじめは絶対に許されない行為であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものという認識に立ち、児童生徒が安心して生活できる「居場所づくり」や児童生徒の主体的・共同的な活動を通じた「絆づくり」を進めることが必要です。

また、学校・家庭・地域が一丸となり、不登校児童生徒への対応も含め、いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。

●学校規模の適正化や適正配置に関する協議の推進

児童生徒数の減少が進行しており、特に、北部地域においては、学校の小規模化が進んでいます。

子どもにとって望ましい教育環境を確保するため、将来的な児童生徒数・学級数を見据えた学校規模の適正化や適正配置に関する協議を進めることが必要です。

●安全で快適な学習環境の整備

トイレの洋式化をはじめ、老朽化した校舎の維持補修や長寿命化対策を推進することが必要です。

また、学校給食センターを整備することで、中学校における安全で

栄養価の高い給食の提供体制の確保を図るとともに、小学校も含めて給食費の公会計化を進め、教員が児童生徒と向き合う時間の確保を図ることで、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境を整備することが大切です。

● ICT環境の整備

高度情報化社会が加速度的に進展する中、子どもたちが、言語能力や問題発見・解決能力と同時に情報活用能力を身に付けることが重要であり、今後の学習活動において、より積極的にコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用できるよう、学校のICT環境を整えることが重要です。

● 高等学校、高等教育機関等との連携

義務教育までの課程の中で培った積極的に学ぶ姿勢や思考力・判断力・表現力などの資質能力を、高等学校等への進学後も引き継ぎながら養うことができるよう、中学校と高等学校等との連携を推進し、円滑な接続を図ることが大切です。

(2) 地域における教育・学習環境を整備する

① 生涯学習の推進

基本方針

習得した知識や能力を社会や地域に生かせる環境を構築するため、生涯学習の内容や推進体制の充実を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●生涯学習内容の充実

本市では、「いつでも」「どこでも」「だれでも」、生涯にわたって学び続けることができるよう、図書館を「知識や情報の拠点」として、市民が自主的に学習活動を行えるよう、読書環境の充実に取り組んでいます。

また、公民館においては、社会教育や文化活動などの様々な講座を開催しています。

しかしながら、学習内容の固定化などから受講者数は減少傾向にあり、特に青少年や若い世代の受講者が少ない状況にあります。

そのため、市民の生涯学習に対する関心や意欲の向上を図るとともに、市民ニーズを的確に捉え、若い世代も含めた幅広い世代が参加できる講座を実施することが必要です。

●生涯学習推進体制の充実

少子高齢化の進行や地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、地域の活力の低下が問題となっています。

持続可能な地域づくりを進めるため、生涯学習を通じて地域の指導者やリーダーの養成を進め、学んだ成果を地域の課題解決に生かすことができる環境を整えるなど活躍の場の確保を図ることが求められています。

また、地域課題の解決に取り組む団体や人材の育成を促進することが重要です。

② 青少年の健全育成

基本方針

子どもたちの心身の健全な成長を促すため、家庭や地域における教育力を向上するとともに、青少年の育成環境の向上や青少年への支援体制の充実を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●家庭や地域における教育力の向上

本市では、地域の参画を得て、放課後等にすべての児童が、学習や体験、交流活動などを行うことができる環境を構築するため、放課後子ども教室（チャレンジクラブ）の整備を進め、令和元（2019）年度から全小中学校で開設しています。

就労する保護者が増加する中、放課後子ども教室のスタッフの人材確保を図るとともに、子どもたちに普段学校や家庭ではあまり体験できないことができる機会を通じて子どもたちの社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養することが大切です。

●青少年育成環境の向上

少子化の進行や地域における人と人とのつながりの希薄化、保護者の意識の変容などにより、青少年の地域活動の場が減少しています。

そのため、家庭や地域、学校園などの連携による青少年の健全育成を図る環境整備が重要です。

●青少年への支援体制の充実

スマートフォンなどの普及に伴い、子どもが関わるネットトラブルが増加しています。また、深夜徘徊や家出、窃盗などの少年非行等の問題が低年齢化しています。

そのため、子どもだけでなく保護者も含めた情報モラル教育のほか、家庭、地域、学校、関係機関等の連携による街頭補導や非行防止啓発を推進するとともに、青少年が抱える不安や悩みに対する相談支援体制を充実することが必要です。

- (3) スポーツや文化・芸術を振興する
① スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本方針

市民誰もがスポーツを通じて、いきいきと過ごすことができる社会を実現するため、スポーツやレクリエーション活動の活性化を促進するとともに、スポーツボランティアの確保や養成、スポーツ・レクリエーション施設の利用促進を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進

本市では、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、各種団体との連携・協力のもと、スポーツイベントやスポーツ教室を開催するとともに、トップアスリートと触れ合う機会を創出するなど、「みる」スポーツの充実にも取り組んでいます。

それぞれの年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しむことは、充実した人生を送るうえで重要であり、スポーツ参画人口をさらに拡大していくことが大切です。

●スポーツボランティアの確保・養成

平成28（2016）年に実施した本市のスポーツ振興に関する市民アンケートによると、運動・スポーツに関するボランティア活動に参加した人の割合は10パーセント以下であり、スポーツを「ささえる」人が少ない状況にあります。

本市では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、スポーツボランティアの育成に取り組んでいます。

今後、スポーツやレクリエーションをさらに普及させるために、ボランティアの体制づくりに取り組むとともに、ボランティアが活躍する場を創出することが重要です。

●スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

誰もがスポーツに参加できる環境づくりを進めるため、スポーツ施設の利用環境の向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な発信などに努めることが重要です。

② 文化・芸術の振興

基本方針

歴史資源や文化・芸術を活用したまちづくりを進め、創造性を育み、多様な文化が共生する社会を実現するため、歴史資源の保存や活用を図り、市民の主体的な文化・芸術活動を支援するとともに、国際化の推進を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●歴史資源の保存・活用

市内には、西条古墳群、日岡山公園及びその周辺地区の古墳群などの重要な遺跡や、国宝である鶴林寺本堂・太子堂をはじめとした多くの文化財が存在しています。これらは、先史時代から現在に至るまで、市民の暮らしの中で大切に受け継がれてきたものであり、まちづくりの重要な資源といえます。

本市の歴史文化の価値や魅力を再認識するとともに、地域や関係団体との連携のもと、次世代に受け継ぐための保存と地域の活性化に向けた活用に取り組むことが大切です。

●文化・芸術活動の促進

本市では、さまざまな文化・芸術にふれる機会である「加古川市文化まつり」を開催しています。そのほか、市民や各種文化団体が、総合文化センターや市民会館、ウェルネスパーク、各公民館等の拠点施設において多様で文化的な活動を行っています。

一方で、文化・芸術分野の多様化が進むことにより、伝統的分野の文化活動に携わる人の特定化・高齢化が進んでいます。

そのため、各種文化団体における後進の育成や自発的な活動のさらなる充実を促進するとともに、各文化施設の特色や専門性を生かした事業を推進し、積極的な情報発信を行うことで、市民へ文化・芸術の浸透を図り、関心を高める環境づくりが必要です。

また、本市は「棋士のまち加古川」を標榜し、全国に発信してきました。そのような中、市民への将棋文化のさらなる定着を図るため、将棋に触れる機会の充実や「棋士のまち」の認知度の向上に取り組むことが必要です。

●国際化の推進

日本人、外国人の区別なく、住民が安心して生活できる多文化共生社会の実現をめざすことが重要です。

そのため、姉妹都市をはじめとした海外諸都市との友好交流の推進を図るとともに、外国人や外国文化に対する理解を深めるための取組が必要です。

また、市内に在住、訪問する外国人は増加しており、外国人に対する日本語教育や生活支援の充実、外国人を支援するボランティアの養成などに取り組む必要があります。

(4) 互いに尊重しあって暮らせる社会を実現する

① 人権文化の確立

基本方針

一人一人の人間としての尊厳と基本的人権が尊重される社会を確立するため、人権教育や啓発を推進するとともに、人権問題に対する相談体制の充実を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●人権教育・啓発の総合的な推進

同和問題のほか、女性や障がい者、外国人、性的マイノリティなどに対する差別意識や偏見は、今もなお存在しています。また、ドメスティックバイオレンスや子ども、高齢者への虐待などの暴力も後を絶ちません。

そのため、人権に対する正しい理解の普及など市民一人一人の人権意識を高めていくことが大切です。

●人権問題に対する相談体制の充実

近年、インターネット上での個人情報無断掲載や、他人への誹謗中傷、差別に関する書込みなど、個人の名誉やプライバシーを侵害する人権問題が発生しています。

本市では、相談窓口や相談専用ダイヤルを設置するとともに、巡回相談などに取り組んでいますが、寄せられる相談件数は増加しており、その内容は複雑化・多様化しています。

そのため、人権侵害の状況に応じて適切な支援を行うことができるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

② 男女共同参画社会の形成

基本方針

性別にかかわらず一人一人の個性と能力を発揮し、心豊かに暮らせる社会を実現するため、誰もが活躍できる環境づくりを促進するとともに、仕事・家庭・地域における男女共同参画を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●女性活躍の推進

近年、女性の就業率が向上するなど、社会進出する女性が増加している一方で、希望どおり就業できていない状況があります。

また、地域コミュニティ団体を含む社会全体において、組織を代表する立場や意思決定過程への女性の参画が十分に進んでいるとはいえません。

そのため、女性が希望どおりに就業でき、女性が持てる力を十分に発揮することができる機会の確保や環境づくりを促進することが重要です。

●男女共同参画に関する啓発・情報発信の推進

男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画についての理解は前進しましたが、「男性は仕事、女性は家事」などといった性別役割分担意識は根強く残っています。

そのため、家事や育児などの家庭生活における男性の参画や地域活動における男女共同参画を通じて、誰もが仕事、家庭、地域において、豊かで充実した生活を送ることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解と普及を促進するなど、様々な機会を捉えて男女共同参画に関する啓発や情報発信を行うことが重要です。

2 安心して暮らせるまち

(1) ともに支えあう福祉社会を実現する

① 地域福祉の充実

基本方針

地域社会の福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、住民一人一人のできることの実践（自助）、制度化された相互扶助（共助）、公的な福祉サービス（公助）に加え、住民相互の支えあい（互助）による地域づくりを推進します。

また、生活困窮者など複雑かつ複合的な課題を抱える人を支援するため、地域の様々な資源を活用した包括的な支援の充実を図るとともに、生活保護制度の適正な運用に努めます。

施策の方向性（現状と課題）

●地域福祉の総合的な推進

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、認知症などで生活支援を必要とする人が増えています。

また、近年、ひきこもりや犯罪・非行からの立ち直り、虐待への対応や判断能力に不安のある方への支援など、地域社会が抱える課題は複雑化・多様化しています。

そうした状況の中、地域福祉の担い手の発掘と育成、相談支援体制や地域での見守り体制の充実、一人一人のニーズに沿った支援など、地域包括ケアシステムの深化に向けた、地域福祉の総合的な推進が大切です。

●地域福祉活動の拠点づくり

本市の地域福祉の中核的施設である総合福祉会館は、バリアフリー化を含む大規模な施設改修にあわせ、地域課題に関する相談機能の強化及び福祉団体をはじめとした各種団体間の交流の場の充実を図りました。

今後は、社会福祉法人やNPO法人など幅広い事業者の地域福祉活動への参加を促進し、各地域においても拠点づくりを進めていく必要があります。

●自立支援・生活援護の推進

生活困窮者や生活保護世帯が抱える複雑かつ複合的な課題に対し、多様な社会資源を活用しながら、自立支援や生活援護など包括的な支援体制の構築に取り組むことが重要です。

また、高齢化の影響もあり、医療扶助費が増加傾向にある状況を受け、医療・健康データに基づく健康管理を実施し医療扶助費の適正化を図るなど、生活保護制度の適正な運用を進めることが必要です。

② 障がい者福祉の充実

基本方針

障がいのある人が地域住民の一員として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉、医療、教育、就労等の関係機関と連携・協力し、日常生活や地域生活の支援の充実を図るとともに、社会参加に向けた自立の基盤づくりに努めます。

施策の方向性（現状と課題）

●障がい者の日常生活支援の充実

障がい者の高齢化や障害の多様化・重度化が進む中、障がい者が抱える課題やニーズも多様化しています。

障がい者の自立・安定した生活の実現に向けて、多様な主体による連携・協力のもと、障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実を図るとともに、適切な福祉サービスの利用に向けた支援を行うことが重要です。

障がいのある子どもについての相談・療育支援ニーズが多種多様化する中、こども療育センターは、福祉型児童発達支援センターへの移行に伴い、通園療育の対象を就学前の障がい児全般に拡大しつつ、障害特性や発達段階に応じた療育支援を行っています。

療育支援の充実を図るため、関係機関との連携強化による支援体制の拡充を進めることが課題です。

●障がい者の社会参加の促進

障がい者や障がい者施設の活動を広く知ってもらうため、ふれあい作品展やふれあいスポーツ教室などの事業を実施しています。

また、障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者差別の解消をはじめとした障がい者コミュニケーションに係る様々な取組や、合理的配慮の提供を推進しています。

今後も手話言語のさらなる普及や障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保などを通じ、社会参加の促進を図ることが重要です。

③ 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域が一体となって暮らしを支える体制づくりを推進するとともに、介護や支援が必要な方の生活を支える介護サービスの充実を図ります。

また、いつまでも自分らしく、いきいきと暮らせるよう、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●暮らしを支える体制づくりの推進

地域における支えあいによるまちづくりの核となる、ささえあい協議会が設置され、地域の福祉課題が整理されてきている中、課題の解決に向けて、関係機関がそれぞれの役割を担い、新たな生活支援サービスなどの取組を進めることが求められています。

また、認知症高齢者が増加する中、認知症に対するさらなる理解の普及と、家族への支援や地域全体で支える体制の確立が求められています。

●介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、ケアマネジャーなどを中心とした相談支援体制の充実をはじめ、在宅医療・介護連携の体制や介護施設の計画的な整備を進めることが重要です。

また、介護保険制度の適正な運営のもと、一人一人の暮らしに沿ったきめ細やかな支援が求められています。

●高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢化の進行に伴い、医療や介護を必要とする高齢者が増加することが見込まれています。

このことから、フレイル予防をはじめ、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な取組の推進が重要となっています。

また、高齢者がいきいきと暮らし続けられるよう、地域社会へ積極的に参加できる環境づくりや、生きがいとなる活動の促進を図ることが重要です。

(2) 健康づくりや地域医療を充実する

① 健康の保持・増進

基本方針

子どもから高齢者まで、ともに支えあい、誰一人取り残すことなく、健やかに暮らすことができるまちをめざし、市民一人一人の価値観やその人らしさを重視した健康づくりとライフステージに応じた食育を推進するとともに、保健予防活動の充実を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●健康づくりの推進

生活習慣病の発症や重症化の予防が健康課題であり、健康教育や健康相談の充実を図るとともに、健康づくりのための運動を促進することが重要です。

健康増進法の改正や兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例の改正に伴い、本市の公共施設をはじめ、様々な施設等で禁煙化が進みました。

しかしながら、たばこによる健康被害をなくすためには、あらゆる主体がそれぞれの役割と責任のもと、受動喫煙の防止だけでなく、喫煙者への禁煙の推奨に取り組むなど、たばこ対策を推進することが必要です。

本市の自殺者数は、平成22（2010）年をピークに一旦減少傾向になりましたが、近年は、40歳未満の若年層や60歳以上の高齢者を中心に、再び増加傾向がみられます。

誰もが自殺に追い込まれない社会を実現するためには、多様な主体による連携の強化、自殺対策を支える人材の育成など、総合的な自殺対策の推進が必要です。

●食育の推進

食生活が生活習慣病と密接な関係があることから、商業施設や多様な主体等と連携した普及啓発などによる食育への関心を高め、ライフステージに応じた適切な食生活の促進に取り組むことが重要です。

●保健予防活動の充実

本市の特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率は県平均を下回っています。

健康寿命の延伸に向けて、受診率や実施率の向上に取り組むとともに、レセプト及び健診情報等のデータを分析・活用した効果的・効率的な保健事業を実施することにより、自らが健康状態の把握に努められるよう、疾病予防を促進することが重要です。

② 地域医療の充実

基本方針

市民が住み慣れた地域で、いつでも安心して医療を受けられるよう、医師会などの関係機関と連携した取組の推進と、医療機関相互の連携強化による救急医療体制の充実に努めます。

施策の方向性（現状と課題）

●地域医療体制の充実

高度急性期・急性期を担う病院として加古川中央市民病院が開院され、地域の医療機関や訪問看護ステーション、在宅医療・介護連携支援センターなど関係機関との連携の強化が図られている中、地域完結型医療体制の充実に向け、引き続き取り組むことが求められています。

●救急医療体制の充実

夜間や休日、小児二次救急体制について、医療機関の連携が図られている中、一次救急医療の定点化に向けて着実な推進が重要です。

また、不要不急な受診を減らすため、引き続き、市民に適正受診の普及啓発に努める必要があります。

(3) 市民生活の安全・安定を確保する

① 危機管理体制の充実

基本方針

自然災害をはじめとするあらゆる危機事象から、市民の生命と財産を守り、安全・安心が確保されるよう、多様な主体による総合的な危機管理体制の確立を図ります。また、市民一人一人の防災意識を高め、災害予防対策や災害時対策を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●総合的な危機管理体制の確立

近年、台風の大型化や局地的豪雨が頻発していることや、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率が80%と予測されていることなどから、災害発生を前提とした平時からの備えの重要性が高まっています。

そのような中、「加古川市強靱化計画」に基づく事前防災・減災、迅速な復旧・復興に資する施策に取り組むことが重要です。

また、これまでのあらゆる災害の教訓から、災害情報伝達手段の多様化が必要とされ、防災アプリの導入などを進めてきました。

今後も、ICTの活用など多様な伝達手段の構築に努めるとともに、災害時における適切な情報収集及び迅速かつ効果的な伝達手段の確保が求められています。

●災害予防対策の推進

避難行動要支援者の把握と町内会や自治会などへの名簿の情報提供を進めるとともに、自主防災組織の活動に対する継続的な支援を実施しています。災害時の被害を最小限にするためにも、組織のさらなる活性化を図ることが大切です。

避難者の健康を守るため、避難所の適切な運営を確保することはもとより、地域主体の防災訓練の促進を図るとともに、新たな浸水想定に基づく「加古川市総合防災マップ」を活用した出前講座などで避難所等の位置や避難経路について啓発し、非常時に適切な行動ができるよう、平時から市民の防災意識を高めるための支援が重要です。

●災害時対策の推進

様々な危機事象に対しては、「加古川市国民保護計画」や「加古川市地域防災計画」などにに基づき、迅速かつ的確な情報伝達や適切な避難所開設など、関係機関との連携・協力のもと、被害を最小限に抑える対策を講じることが必要です。

また、大規模災害等の発生時には、国、県、他の自治体、民間事業者、町内会や自治会等との連携・協力により、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理することが求められます。

② 消防・救急体制の充実

基本方針

市民の生命と財産を守るため、消防体制の充実や火災予防の推進を図るとともに、救急・救命体制を充実するなど、総合的な消防・救急体制を確立します。

施策の方向性（現状と課題）

●消防体制の充実

災害の多様化・大規模化に対し、必要な知識・技術の高度化が進んでいる中、より迅速な救急・救命活動を行うため、消防・救急隊員の活動能力の向上はもとより、消防・医療・福祉行政機関等との連携が重要です。

地域における消防防災のリーダーとなる消防団については、各種訓練や講習を通じ、地域防災力の向上が図られています。今後、消防団と常備消防のさらなる連携の推進が重要です。

●火災予防の推進

近年、出火件数は横ばいで推移する中、出火件数の減少に向けて、住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理の周知・啓発を行うほか、事業所に対する適切な査察の実施が必要です。

●救急・救命体制の充実

救急出動件数に加え、搬送人員が増加傾向にあります。

高齢化の進展等により、救急救命需要が一層増加する可能性が高く、予防救急や救急車の適正利用についての啓発が求められています。

また、救急救命士の養成やAED（自動体外式除細動器）を使用した救命講習会等を定期的に行っています。引き続き、AEDを用いた心肺蘇生法など応急手当のさらなる普及啓発に取り組むことが重要です。

一方、聴覚や言語等の機能障がいのある人や外国人など、誰もが緊急通報・連絡ができる手段の充実を図ることが重要です。

③ 防犯・交通安全対策の推進

基本方針

犯罪や交通事故のない「安全・安心」なまちをつくるため、子どもや高齢者を見守り、市民の防犯・交通安全意識の向上に努めるとともに、地域における防犯活動や警察など関係機関と連携した防犯・交通安全対策を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●見守りカメラ・見守りサービスの効果的な運用

通学路周辺や幹線道路沿いへの見守りカメラの設置や、民間事業者との連携による見守りサービスを導入するなど、防犯対策を講じてきたこともあり、近年、刑法犯罪発生件数は減少傾向にあります。

このような中、刑法犯罪のさらなる減少に向けて、見守りカメラ・見守りサービスを効果的に運用することが求められています。

●地域における防犯活動等の推進

市内の各地域では、「一戸一灯防犯運動」や防犯・交通パトロールの実施、防犯カメラの設置など、様々な防犯・交通安全活動に取り組まれています。

一方で、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域の担い手が不足しつつあります。

このような中で、地域が継続的に防犯・交通安全活動を実施することができるよう支援することが求められています。

●交通安全教育・啓発の推進

交通人身事故発生件数は減少傾向である一方、全体に占める高齢者や自転車関係する事故の割合が増加傾向にあります。

こうした中、幼児から高齢者まで幅広い年代を対象とした交通安全対策の推進や、交通ルールの遵守徹底に向けた関係機関との連携の強化が求められています。

④ 安全安心な消費生活の推進

基本方針

消費者の主体的な選択・行動による、安全・安心な消費生活の実現をめざし、市民一人一人のよりよい消費生活に向けた意識の向上や知識の習得に向けた取組を支援するとともに、関係機関との連携による消費者被害の未然防止を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●消費者教育の推進

成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳の若者が「未成年者取消権」の保護の対象外となり、低年齢層における消費者トラブルの増加が懸念されます。

こうした中、各世代の特性や生活シーンに応じた消費者教育を実施することが重要です。

●消費者保護対策の充実

身に覚えのない架空請求やインターネットに関連するトラブルなど、消費者トラブルの多種多様化が進んでいます。とりわけ高齢者からの消費者相談が増加しており、実際の被害も発生している状況です。

このような中、消費者被害を未然に防止するため、消費者が正しい知識を習得し、適切な消費者行動が選択できる環境づくりを行うとともに、関係機関と連携した見守り体制の強化や相談体制のさらなる充実が必要です。

⑤ 就業機会の確保と労働環境の向上

基本方針

市民が安心して働き、仕事と生活の調和がとれた暮らしを営むことができるよう、関係機関と連携した就業機会の確保を図るとともに、働きやすい環境づくりを進めます。

施策の方向性（現状と課題）

●就業支援の推進

本市においては、就業を機に市外に転出する若者の割合が高くなっていることから、若年勤労者の市内定着や転入促進を図るとともに、中小企業等と大手企業との賃金格差の是正を目的とした様々な施策に取り組んできました。

全国的には生産年齢人口が減少する一方、女性や高齢者の就業率は上昇傾向にあります。また、非正規雇用労働者が増加傾向にあり、その中でも不本意非正規雇用労働者は一定の割合を占めています。

このような中、学生をはじめとした求職者と企業とのマッチングや、非正規雇用労働者や就労していない若者など多様な働き手に対する就業機会の確保が求められています。

●労働環境の向上

働く人の健康増進や仕事に対するモチベーションの向上を図ることが求められている中、福利厚生や魅力的な職場づくりに取り組むことが重要となっています。

●働き方改革の推進

ライフスタイルに合わせた働き方や、育児・介護との両立など、働く人のニーズは変化しています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施された出社制限に伴う在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の導入は、企業や労働者の意識を大きく変化させました。

今後、ますます働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を加速させることが求められています。

- 3 活力とにぎわいのあるまち
(1) 農業・水産業を振興する
① 農業の振興

基本方針

市民の農業に対する理解や関心を深めるとともに、生産基盤の整備・保全や担い手の確保への支援などを通じて、経営安定化を促進することで、農業の持続的な発展をめざします。

施策の方向性（現状と課題）

- 生産基盤の整備・保全
農業従事者の高齢化が進む中、経営耕作地面積の減少や、イノシシなどの有害鳥獣による被害が拡大傾向にあるなど、農業従事者を取り巻く環境は厳しさを増しています。
そのため、本市の地域特性を踏まえた生産基盤の整備・保全を進めるとともに、有害鳥獣等による被害低減をめざした対策が重要です。
- 農業経営の安定化
新規就農者の育成や営農組織の法人化などを支援することにより、担い手の確保や経営基盤の強化を図っているところですが、依然として、農業の担い手が不足しています。
そのため、引き続き、営農意欲の高い多様な担い手の育成・確保に向けた支援や特産品開発等を通じ、農業経営の安定化を図ることが求められています。
- 農業を通じた地域の活性化
地産地消に対する意識の高まりや、農産物のブランド化が進む中、本市においても、加古川和牛や加古川パスタをはじめとした特産品の情報発信に努めています。
また、施設の老朽化が進む見土呂フルーツパークについては、再整備を含めた施設の活性化を検討することで、今まで以上に、農業と豊かな自然に親しむ機会を市民に提供し、都市と農村の交流を図り、農業を通じた地域の活性化を促進することが求められています。

② 水産業の振興

基本方針

水産資源の維持拡大を促進し、生産基盤の整備・保全を図るとともに、水産業経営の安定化を促し、水産業の持続的な発展をめざします。

施策の方向性（現状と課題）

●生産基盤の整備・保全

漁獲量が減少傾向にある中、水産資源の持続可能な活用を図るため、資源管理型漁業への取組が求められています。

●水産業経営の安定化

漁業従事者の高齢化が進み、担い手が不足する中、燃料費や資材の高騰の影響もあり、漁業経営は不安定さを抱えています。

そのため、漁業従事者のニーズにあった効果的な事業の推進を図り、経営の安定化を図る必要があります。

(2) 工業・地場産業を振興する

① 工業の振興

基本方針

生産性や技術力の向上をはじめ、技術革新への対応や新事業への展開に関する支援などに取り組み、工業経営の安定化を促進するとともに、本市が持つ高い利便性を生かした企業立地の促進に努めることで、工業の持続的な発展をめざします。

施策の方向性（現状と課題）

●工業経営の安定化

商工会議所などとの連携により、工業者の経営改善を支援する取組や工業振興推進にかかる調査研究を実施していますが、IoTやAIをはじめとした技術革新が進むなど、工業経営を取り巻く環境は変化しています。

そのような中、県・商工会議所等との連携による経営相談や指導等を通じ、変化する市場ニーズや技術革新に応じた事業展開を促進する必要があります。

●企業立地の促進

播磨臨海工業地帯の一翼を担い、広域道路網が整備されている本市は、産業用地としての高い利便性を備えていることから、多くのものづくり企業の創業・発展が進み、地域の経済発展を支えてきました。

しかしながら、近年、産業用地が不足しており、用地確保に向けたニーズも高まっています。

そのため、産業用地の確保に向けた取組を進め、地域企業の事業拡大並びに新たな企業の立地を促進する必要があります。

② 地場産業の振興

基本方針

経営の安定化に向けた取組を支援するとともに、独自の技術や技能を生かした新たな製品の開発や情報発信を促進することで、伝統的な地場産業を維持・継承します。

施策の方向性（現状と課題）

●経営の安定化

靴下製造業、国包の建具をはじめとした本市の地場産業において、事業継承者が不足する中、新たな担い手の創出や経営の安定化を図るための支援が必要です。

●地場産業の活性化

消費者ニーズの多様化が進む中、ニーズを先取りした商品開発や新技術の導入による生産性の向上が求められています。

そのため、独自性を生かした高付加価値製品の開発に対する支援を行うとともに、SNS等を通じた販売戦略の展開を促すなど、地場産業の活性化が重要です。

- (3) 商業・観光を振興する
① 商業・サービス業の振興

基本方針

にぎわいのあるまちをめざし、中心市街地の活性化をはじめ、市内の小売業の振興を促進するとともに、流通機能の充実を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●商業・サービス業の活性化

中心市街地においては、加古川中央市民病院の開設や市街地開発事業の進展にあわせ、飲食店が増加するなど、にぎわいの創出が図られています。

しかしながら、依然として空き店舗が残る中、本市全体では、小売業の販売面積、販売額が減少傾向にあります。

そのため、空き店舗など資産の有効活用や新規出店、起業者の育成などを行うことで、商業・サービス業の活性化を促進する必要があります。

●流通機能の充実

流通を取り巻く環境が大きく変化する中、本市の流通の一翼を担う食肉センターについても取扱量が減少傾向にあり、活性化に向けた取組が求められています。また、公設地方卸売市場については廃止することとしており、新たな流通機能のあり方について検討する必要があります。

② 観光の振興

基本方針

観光による交流人口の増加と地域の活性化をめざし、さらなる食の観光化を推進するなど資源を有効に活用するとともに、広域連携の強化や効果的かつ魅力的な情報発信を行うことで、誘客促進に努めます。

施策の方向性（現状と課題）

●観光資源の有効活用

本市は歴史資源や豊かな自然をはじめとした観光コンテンツを有しているものの、観光客数は横ばいの状況であることから、加古川観光協会と連携した効果的な情報発信に加え、新たな観光資源の発掘及び整備が必要です。

●食の観光化の推進

かつめしに加え、新たなご当地グルメとしてギュッとメシやおくるみおやつを開発するとともに、恵幸川鍋を含めた本市独自の食で観光PRを図っています。

今後も、認知度を向上させるなど、さらなる誘客につながる取組が必要です。

●広域的な観光の推進

近隣市町をはじめ、播磨圏域連携中枢都市圏の構成市町との情報共有や連携体制の構築を図り、効果的な誘客の促進や、広域的な観光ネットワークを充実させることが必要です。

4 快適なまち

(1) 機能的・効率的なまちを形成する

① 計画的な土地利用

基本方針

持続可能なまちづくりをめざし、適切な都市機能の誘導と集積による、地域特性を生かした効果的な土地利用を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●都市機能の適切な誘導と集積

人口減少、高齢化の進展による都市の低密度化が進みつつある中、市街地の拡散を抑制しながら、災害リスクにも配慮しつつ、都市拠点等に適切な機能の誘導と集積を図ることが必要となっています。

そのため、都市基盤の整備によるストック効果を最大限引き出しながら、本市の地域特性を踏まえた、集約型都市構造化への転換に向けた取組が重要です。

●産業系土地利用の推進

区域区分や用途地域等の指定により適正な土地利用を図っているところですが、工場跡地に宅地開発が行われるなど、工業系用途地域における用途の混在が進んでいます。

一方で、本市が有する交通利便性や将来的な自動車専用道路の整備に対する期待から、企業用地に対するニーズが高まっています。

そのため、良好な環境を保ちながら、適正な土地利用が図られるよう、各種制度を活用し、新たな産業系土地利用の検討を進める必要があります。

●地域特性を生かした土地利用の推進

市の北部及び西部においては、中央部に比べ人口減少、高齢化が進んでおり、地区計画や田園まちづくり制度の積極的かつ効果的な活用を推進し、居住環境の維持や改善を図る必要があります。また、公共交通の再編による地域拠点との接続も必要です。

② 都市拠点機能の充実

基本方針

加古川駅周辺地区及び東加古川駅周辺地区、別府駅周辺地区については、業務・商業・教育・文化・居住など多様な都市機能の効果的な誘導と集積を図り、回遊・滞在しやすい魅力ある都心・副都心の形成をめざします。また、地域拠点については、各地域の特性を踏まえた機能の確保を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●都心・副都心の機能充実

加古川駅周辺地区は市街地開発事業等の進展や加古川中央市民病院の開設を受けて、居住人口や飲食店が増加傾向にあるなど、にぎわいの創出が図られている一方、防災性に課題のある老朽木造家屋の密集や低未利用地も存在している状況です。

そのため、面的整備事業を推進するとともに、低未利用地の高度利用を促進するなど、利便性と快適さを兼ね備えた魅力あふれるまちづくりを進める必要があります。

また、東加古川駅周辺地区においては、連続立体交差事業の実施にあわせて、駅周辺の都市基盤の整備により駅の拠点性を高めるとともに、既存の文教施設を生かしつつ官民の連携を図るなど、教育・文化を中心としたまちづくりの検討が必要です。

●地域拠点の機能充実

宝殿駅自由通路の耐震補強工事の完了や、日岡駅舎の改築に向けた取組など、地域拠点の整備を進めています。

また、各地域拠点の規模により、求められる機能が多様化していることから、それぞれの特性に応じた機能充実が求められています。

●駐輪・駐車場対策の推進

各駅の周辺において放置自転車対策を進めたことから、台数は減少傾向にあるものの、パトロールを実施していない時間帯に少なからず放置自転車が発生している状況です。

そのため、公共の場の機能の確保と良好なまちなみの確保に向け、マナーの啓発活動を含めたさらなる対策を推進することが重要です。

③ 幹線道路・港湾機能の充実

基本方針

幹線道路ネットワークの形成により、円滑な道路交通の実現を図るとともに、経済活動の創出や生産性の向上をめざし、国、県など関係機関との連携のもと幹線道路の整備を促進します。

また、東播磨港における海上物流機能の基盤の強化を促進します。

施策の方向性（現状と課題）

● 幹線道路の整備

東播磨道（南工区）の供用開始をはじめ、幹線道路の整備を進める中で、交通渋滞が緩和された地域もありますが、加古川バイパスや加古川渡河部など、依然として慢性的な渋滞が発生しています。

そのような中、交通渋滞の緩和や、道路整備と連動した効果的なまちづくりを推進し、経済活動の創出を図るため、東播磨道（北工区）や神吉中津線の整備、国道2号の4車線化・対面通行化や播磨臨海地域道路の早期実現に向けた取組を着実に進めることが重要です。

また、将来の交通需要や周辺の土地利用などを踏まえ、都市計画道路の見直しを行うことも必要です。

● 東播磨港の整備促進

国の重要港湾の指定を受けている東播磨港については、防潮堤や陸閘（りっこう）等の施設について防災対策を実施してきました。

引き続き、地域の経済を下支えする、安全で快適な港湾施設の整備を促進することが求められています。

④ 公共交通機能の充実

基本方針

持続可能な公共交通網の構築をめざし、地域にふさわしいコミュニティ交通の充実を図るとともに、公共交通の利便性向上を促進します。

施策の方向性（現状と課題）

●コミュニティ交通の充実

人口減少、高齢化の進展に伴い、公共交通利用者が減少する一方で、日常生活の移動に困る交通弱者が増加しています。

また、交通事業者の経営状況は厳しさを増しており、路線廃止や減便も避けられない状況となっています。

そのような中、本市では、交通事業者を助成することで路線の維持確保に努めるとともに、既存バス路線への代替手段を確保するため、「かこバス」「かこバスミニ」の路線再編や見直しを行っています。

今後は、コミュニティ交通を効果的に活用するとともに、デマンド方式を導入するなど、地域特性とニーズを踏まえた、持続可能な公共交通網の再編に向けた取組を推進することが重要です。

●公共交通の利便性向上

本市の都市公共交通の骨格を形成する鉄道の各駅には、バスをはじめ、タクシーや自家用車など、多様な交通機関が集まっています。

そのため、交通機関相互の乗換利便性のさらなる向上を図り、バス・鉄道機能の充実を促進することが求められています。

(2) 安全で快適な暮らしの基盤を整備する

① 秩序あるまちなみの形成

基本方針

秩序あるまちなみと、地域特性を生かした良好な景観の形成をめざし、住民主体のまちづくりを進めます。

施策の方向性（現状と課題）

●面的整備事業等の推進

加古川駅北土地区画整理事業や寺家町周辺地区防災街区整備事業などの市街地開発事業を進め、狭あいな道路や老朽家屋の密集などの解消を図ってきましたが、同様の課題を抱える地域が存在しています。

そのため、緊急車両の活動空間の確保や、居住環境の改善などの課題解決に向けた、地域でのまちづくりを促し、面的整備事業等を推進することで、秩序あるまちなみの形成を図ることが必要です。

●景観まちづくりの推進

「加古川市景観まちづくり条例」などに基づき、大規模建築物等の届出及び公共事業の景観形成に関する協議など、良好な景観形成に向けた取組を進めています。

しかしながら、「兵庫県屋外広告物条例」に適合しない野立広告物が存在するなど、景観形成に関する意識向上に加え、継続的な指導が重要です。

そのため、引き続き条例等に基づく適正な規制と誘導により、大規模建築物の景観誘導などの良好な景観形成の推進を図るほか、地域ボランティアとの協働により、緑豊かなまちなみの形成を図ることが必要です。

② 防災・防犯のための基盤の整備

基本方針

安全で安心なまちをめざし、災害に強い都市基盤の整備と防犯・交通安全に寄与する環境整備を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●防災基盤整備等の推進

山崎断層帯地震や南海トラフ地震の発生の危険性が指摘される中、建築物の耐震化や密集市街地における狭あい道路の解消など、総合的な防災対策が求められています。

そのため、面的整備事業等を活用した、防災基盤整備及び住宅や多数利用建築物の耐震化を推進することが必要です。

●流域治水対策の推進

局地的な豪雨や台風による浸水などの被害が多発する中、河川や下水道の整備に加え、ため池や田なども活用し、流域全体で雨水の流出抑制を図る総合的な治水対策を推進することが必要です。

●交通安全施設等の整備

交通事故の防止に向け、通学路のカラー舗装をはじめ、交差点改良や電柱幕の設置など、交通安全対策に努めているところです。

そのため、通学路にとどまらず、子どもたちの安全確保に向け、関係機関と連携した点検に基づく、交通安全施設等の整備が重要です。

●防犯基盤の充実

市内の通学路や公園の周辺、主要道路の交差点などを中心に見守りカメラを設置し、刑法犯罪認知件数が減少傾向となるなど、市内の犯罪が抑止されています。

引き続き、ソフト事業と連携を図りながら、防犯灯の設置や、公共施設における死角の解消など防犯基盤の充実に取り組むことが重要です。

③ 生活に身近な道路の整備

基本方針

市民の生活を支える道路の安全性の確保をめざし、地域内道路の計画的かつ効果的な整備改良を進めるとともに、適切な維持・補修に努めます。

施策の方向性（現状と課題）

●道路の整備・改良

狭あいな道路や踏切、また、自転車通行空間などの改良を進め、安全な道路空間の確保に努めています。

引き続き、地域のニーズに対応した道路環境の整備を図るとともに、幹線道路整備と連携して計画的かつ効果的に整備・改良を進めることが必要です。

●道路・橋梁の維持・補修

生活道路や橋梁の老朽化が進む中、道路パトロールの実施や橋梁の定期点検を実施していますが、多くの点検費用と補修費用が必要となるなど、増大する維持更新費への対応が求められています。

そのため、効果的かつ効率的な点検を行うとともに、予防保全を含めた早期補修に努めるほか、計画的な修繕を行うことが重要です。

④ 良質な住宅供給の促進

基本方針

安全・安心・快適な住環境の実現をめざし、居住しやすい環境の形成や既存の住宅ストックの活用を促進します。

施策の方向性（現状と課題）

●安全・安心な居住環境の形成

本市においては、持ち家住宅率が高い水準で推移するほか、共同住宅が増加傾向にあります。

また、老朽化が進む市営住宅については、適正な維持管理や集約化が必要となっています。

加えて、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正されるなど、誰もが居住しやすい住環境の形成が求められています。

●空き家等の管理・活用の促進

空き家数・空き家率が増加する中、空き家の未然防止や流通化に向けた取組が必要となっています。

そのため、所有者による適正な維持管理の啓発を行うとともに、民間団体等と連携して空き家の流通促進に取り組むことが求められています。

⑤ 安全で良質な水道水の供給

基本方針

安全で良質な水道水を安定的に供給するため、水源から蛇口までの水道管理を行うとともに持続可能な事業経営を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●安定した水道水の供給

高度経済成長等による都市化の急激な進展に伴い整備した、浄水場や配水管等の水道施設の老朽化が進む中、計画的な整備更新を進めるとともに、大規模地震の発生に備え施設の耐震化を図る必要があります。

また、大規模災害発生時においても、避難所において、いち早く水道水が利用できるよう災害用応急給水栓の設置等に取り組んでいます。

今後、広域的な自治体間連携を推進し、応援協力体制の構築を進めることが必要です。

●健全な事業経営の推進

給水人口の減少に伴い、水需要の減少が見込まれる一方で、老朽化が進む施設の更新や耐震化を進めるためには、多額の費用が必要になります。

そのため、経営基盤の強化を図るため、民間活力の導入や広域連携の推進など、中長期的な視点での経営に取り組む必要があります。

⑤ 雨水・汚水の適切な処理

基本方針

快適で衛生的な生活環境の創出と安全・安心な暮らしの実現をめざし、安定した下水道機能の維持や、持続可能な事業経営を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●下水道機能の維持

下水道施設の老朽化や大規模地震の発生が想定される中、下水道施設・管渠の機能を維持するため、ストックマネジメント計画に基づき、施設・管渠の改築・更新を図るとともに、耐震化を進めていくことが必要です。

●下水道施設・管渠の計画的な整備

下水道整備区域内の未整備地域の早期解消に向け、汚水管の計画的な整備を進めることが必要です。

また、近年、想定を超える降雨による浸水被害リスクが高まっており、総合治水の観点から雨水幹線や雨水貯留施設の整備などを進めていくことが必要です。

●健全な事業経営の推進

下水道整備区域内の未整備地域の解消を進めることで、下水道使用料は微増する見込みですが、今後、管渠等の老朽化が進むため、多額の更新費用が必要となってきます。

持続可能な経営を行うためには、今後の使用料収入の減少も勘案した上で、将来にわたる更新費用の最小化と平準化を図るなど、中長期的な視点での経営に取り組む必要があります。

5 うるおいのあるまち

(1) 地球環境と地域の環境を保全する

① 地球環境の保全

基本方針

地球温暖化や環境汚染の防止を進めるため、市民一人一人の環境保全意識のさらなる高揚を図り、環境への負荷の少ない社会の構築をめざします。

施策の方向性（現状と課題）

●地球温暖化防止の推進

近年、気温の上昇に伴う大雨などの異常気象、洪水の発生や頻発化など、地球温暖化による影響が全国各地で現れており、国内外を問わず早急に取り組むべき重要課題の一つとなっています。

本市における市域から排出される温室効果ガスについては、エコドライブの推奨や家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置費用の補助をはじめとして、削減に向けた様々な取組を推進してきました。

今後も、市民、事業者、行政が一体となって温室効果ガスの削減など地球温暖化の防止に向け、取り組んでいく必要があります。

また、「気候変動適応法」が施行され、地球温暖化の影響や被害に関する市民の理解の促進など気候変動への適応に向けた取組が必要です。

●環境汚染の防止

大気汚染や水質汚濁等については、工場・事業場へのきめ細かな指導など様々な環境保全対策を推進してきました。

引き続き、きれいな空気や水の確保に向け、対策を講じていく必要があります。

●環境保全意識の啓発

「かんきょう出前講座」をはじめとした環境教育・啓発などの推進により、市民の環境意識が高まりつつあります。

今後も、市民、市民活動団体、事業者、行政などの各主体が協力・連携して環境啓発を進めていく必要があります。

② 地域の自然環境の保全

基本方針

人と自然が共生する社会の実現をめざし、里山林の保全や遊休農地の活用を促進するとともに、多様な生きものを育む環境の保全を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●里山林の保全や遊休農地の活用の促進

市民活動団体により里山保全活動が行われていますが、地域住民と森林との関わりの希薄化に加え、森林所有者の森林整備意欲が減退しており、森林の手入れが行き届いていない状況にあります。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足により、新たな遊休農地が発生しています。

そのため、森林の保全や遊休農地の活用を図る必要があります。

●多様な生きものを育む環境の保全

市内には、希少な動植物を含め様々な生きものが生息しており、直接触れあうイベントの開催など、環境教育の啓発を通じて生物多様性の確保が重要であることを発信しています。

また、市民活動団体においても、希少な動植物の保全や外来種の駆除、環境啓発などの活動が行われています。

今後も、市民活動団体と連携しつつ、生物多様性の保全に関する取組を進める必要があります。

(2) 資源の循環と環境美化を推進する

① ごみの減量・再資源化の推進

基本方針

持続可能な循環型社会の構築による環境先進都市をめざし、ごみの発生を抑制し、再使用・再資源化に積極的に取り組むとともに、ごみの適正処理を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●ごみの発生抑制・再使用・再資源化による減量化の推進

本市では、令和4（2022）年度からの、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町の2市2町での広域ごみ処理の実施を見据え、燃やすごみの20%減量（平成25（2013）年度比）を目標に掲げ、紙類の分別や剪定枝・草などの資源化、粗大ごみの戸別収集などに取り組み、目標を達成することができました。

しかしながら、全国的にもごみの減量が進む中、本市の一人1日当たりの燃やすごみ排出量は、全国平均を上回っていることから、引き続き、さらなるごみの減量と資源化を推進するため、指定ごみ袋制度の徹底や食品ロスの削減に取り組むことが重要です。

●ごみの適正処理の推進

広域ごみ処理施設への円滑な移行に向け、引き続き、家庭や地域に対するごみ排出ルールの周知・啓発などにより、ごみの減量化・資源化を推進することが必要です。

② 環境美化の推進

基本方針

市民への環境美化啓発を推進するとともに、公共用水域の保全を図り、水環境への負荷の低減を進めることで、清潔で美しい生活環境を創出します。

施策の方向性（現状と課題）

●環境美化啓発（マナーアップ）の推進

プラスチックごみの海への流出は、海洋汚染だけでなく、海の生態系にも影響を及ぼしています。

また、依然として、冷蔵庫や洗濯機をはじめとした大型家電などの不法投棄、ごみのポイ捨てやペット等のふん害なども発生しています。

そのため、市民一人一人のモラルの向上と美化活動のさらなる促進を図る必要があります。

●公共用水域の保全

公共用水の水質の改善に向け、し尿や生活雑排水の適正な処理を推進するため、公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、公共下水道が整備されない区域においては、合併浄化槽のさらなる普及及び管理の促進が必要です。

また、し尿や浄化槽汚泥の中間処理を行うし尿終末処理施設が老朽化していることから、し尿や浄化槽汚泥の将来的な処理量を踏まえつつ、計画的な設備の更新や施設の整備を進めていくことが必要です。

(3) 水と緑の空間を形成する

① 公園等の整備

基本方針

公園・緑地の整備や管理を進めるとともに、将来需要やニーズに対応した公園墓地等の運営に努め、世代を超えて集い、憩うことができる空間の形成をめざします。

施策の方向性（現状と課題）

●公園・緑地の整備

日岡山公園については、日岡山公園周辺地区まちづくり構想を策定し、子どもから高齢者まで多世代が夢をはぐくむことのできる舞台づくりをめざし、周辺道路や駐車場などの整備工事を進めています。

また、権現総合公園については、ハイウェイオアシス機能とあわせ、自然に親しむことのできる公園として、計画的に整備を推進することが重要です。

その他の本市が管理する公園施設については、老朽化が進行していることから、公園利用者が安心して安全に公園施設を利用することができるよう、公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理が必要です。

●公園墓地等の整備・運営

斎場については、高齢化の進行に伴う火葬件数の増加が見込まれることから、将来需要を見据えた計画的な設備の更新や適切な運営が求められています。

また、公園墓地については、ニーズに対応した墓地の運営が求められています。

② 緑化・親水空間の活用

基本方針

緑の保全・育成や親水空間の活用に向けた取組を進め、うるおいややすらぎを感じられるまちづくりを推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●緑化の推進

本市では、各種イベントの開催を通じて市民の緑化意識の高揚を図るとともに、市民の主体的な緑化活動を支援し、まちなみの緑化を促進しています。

今後も、緑化活動や緑地保全に関する市民意識の高揚を図るとともに、市民、市民活動団体等との協働による緑化を推進することが重要です。

●親水空間の活用

本市のシンボルである加古川をはじめ、平荘湖、権現湖、寺田池など、市内には多数の親水空間が存在しています。とりわけ、加古川河川敷は、様々なスポーツやイベントなどで活用されています。

今後も、これらの空間を、市民の憩いの場として一層活用することが求められています。

6 まちづくりの進め方

(1) まちづくりの進め方

① 多様な主体と行政との協働

基本方針

まちづくり活動の活性化を図るため、市民のまちづくり活動への参画を促すとともに、多様な主体間の交流・連携や市民等と行政との協働によるまちづくりを推進します。

また、町内会や自治会などの地域コミュニティ団体の活性化を図り、地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

施策の方向性（現状と課題）

●市民のまちづくり活動への参画促進

本市では、社会貢献活動や地域活動への積極的な参加の「きっかけ」と、活動を続ける「楽しみ」となるよう、「かこがわウェルビーポイント制度」に取り組んでいます。

一方で、市民意識調査では、まちづくり活動をしている市民の割合は2割を下回る中、まちづくり活動への参画意欲がある市民の割合は5割を超えています。

そのため、様々な情報提供や啓発活動等を通じて、市民のまちづくり活動への参画を促していく必要があります。

さらに、地域の課題と市民の関心をマッチングするなど一人一人が地域において活躍できる取組を進めていくことが大切です。

●多様な主体間の連携・協力の促進と行政との協働

まちづくりの担い手として期待される市民活動団体については、それぞれの特色を生かし、福祉、子育てや教育、環境、防災・防犯など様々な分野で活躍しています。

しかしながら、新たな参加者が増えず、市民活動の広がりが留まっている団体もあります。

そのため、団体同士が交流を深めながら、個々の団体では解決できない課題について、多様な主体がともに向き合い、連携・協力することや、行政との協働で取組を進めることが大切です。

また、コミュニティ・スクールの導入を契機として、学校と地域との協働を進めるとともに、高校や大学との連携・協力のもと、若者が主体的にまちづくりに参画できる取組を推進することが重要です。

●地域コミュニティ団体・市民活動団体等の活性化

町内会や自治会などの地域コミュニティ団体については、児童生徒の見守りや地域の清掃、防災への取組を行うなど地域がつながり支えあう重要な基盤となっています。また、市民活動団体や事業者、大学等多様な主体が、子育て支援をはじめとした地域課題の解決に向けた活動を行っています。

一方で、世帯構造やライフスタイルの変化によって、地域のつながりが希薄化し、役員の固定化や高齢化が進む団体が増えつつあります。

そのため、地域コミュニティ団体や市民活動団体の活性化を図るとともに、市民ニーズに応じた新たな活動に取り組む団体を支援する必要があります。

② シティプロモーションの推進

基本方針

シビックプライドを醸成するため、市政情報の的確な発信や広聴活動の充実を図るとともに、豊かな自然、文化・歴史や活躍する人々などを戦略的に発信するなど、本市の魅力を積極的かつ効果的に活用したシティプロモーションを推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●戦略的な情報発信

広報かこがわや市ホームページ、フェイスブックやインスタグラムをはじめとしたSNSなどの様々な手段により市政情報を提供しています。

また、見守りカメラ・見守りサービスや子育て支援策などについて、特集した冊子を作成し配布するなど、わかりやすい情報提供に努めています。

しかしながら、市の主な取組に関する市民の認知度はまだまだ低い状況があります。

そのため、伝えたいターゲットを明確にした上で、適切な内容やタイミング、発信手段を選択するなど、戦略的に情報発信を行う必要があります。

●広聴活動の充実

多様な市民の意見を市政に反映するため、行政懇談会や地区別行政懇談会、オープンミーティングの実施など、「対話」による広聴活動を展開するとともに、スマイルメールシステムなど、広聴の機会の充実に取り組んでいます。また、市政に対する満足度など様々な市民意識について調査を行っています。

しかしながら、市民の意識やニーズは社会環境に応じ変化し続ける中、市民の声を広く聞き、市政を運営することが大切です。

そのため、市民ニーズの的確な把握に向け、さらなる広聴活動の充実に取り組む必要があります。

●魅力の再発掘、育成

本市は、加古川をはじめとした豊かな自然、日岡御陵や国宝・鶴林寺などの文化・歴史、地域で様々な活動を行う人々など多くの魅力にあふれています。

しかしながら、市民にも十分に知られていない魅力的な地域資源や人材が多く存在しています。

そのため、市民にとって愛着と誇りあるふるさとづくりを進めるとともに、本市に継続的に多様な形で全国の人と関わってもらうため、市民や事業者、行政が連携・協力しながら、本市の魅力を再発掘し、育むことが大切です。

③ 効果的・効率的な行財政運営

基本方針

市民ニーズを的確に捉えつつ、新しい生活様式を踏まえた質の高い行政サービスの提供に向け、持続可能な行財政運営を推進するため、社会経済状況の変化に対応できる組織力・職員力の向上、経営基盤の堅持や先端技術を活用した情報化を進めるとともに、SDGsと連携した取組を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●組織力・職員力の向上

人口減少、少子高齢化の進行など、社会情勢の急速な変化が進む中、行政サービスに対する市民ニーズは多様化しています。

そのため、市民ニーズに応じた質の高い行政サービスを提供するとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持するため、これまで以上に、効率的で効果的な行政運営が求められており、時代の変化に対応できる実効性のある組織体制の構築や、職員の能力向上を図る必要があります。

●経営基盤の堅持

高齢化や全世代型社会保障への転換により関連経費の増大が見込まれています。

また、「子育て世代に選ばれるまち」をめざした日岡山公園の再整備や国道2号の拡幅・対面通行化、神吉中津線の整備、国土強靱化への対応などを進める中、公共施設や道路、橋梁や上下水道などインフラ資産が、大規模な改修や建替えの時期を迎えることにより、財政需要は大きく増加する見込みです。

そのため、継続的で安定的な行政サービスの提供に向け、公共施設等の再編、長寿命化の推進や、不断の行政改革に取り組む必要があります。

また、税・料金の収納率の向上や、民間の技術や資金の活用を図ることで、財政の弾力性の回復と健全な財政運営など安定した経営基盤の堅持が求められています。

●先端技術を活用した情報化の推進

5Gの導入や、IoTやAIなどの技術革新により、加速度的に高度情報社会が実現しようとしています。

また、Society5.0時代の国民共有の基盤として、健康保険証などマイナンバーカードの利活用が進みつつあります。

しかしながら、ポストコロナ社会を見据え、ICTを活用し、より利便性の高い市民サービスを提供するとともに、運用コストの軽減を図ることが課題です。

そのため、本市においても、マイナンバーカードの取得率を向上するとともに、行政手続きのオンライン化やAI、RPAなどの新技術

を導入し、市民サービスの質の向上及び行政事務の効率化を図ることが必要です。また、新技術を地域課題の解決につなげるスマートシティの取組を進めることが重要です。

●SDGsの推進

国においては、SDGs実施指針に基づくアクションプランにおいて、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」などの優先課題の達成をめざした取組を具体化するなど、日本のSDGsモデルの構築を進めています。

しかしながら、SDGsの理念や目標等が十分に浸透しているとはいえない状況です。

そのため、SDGsの普及・啓発を進めるとともに、ステークホルダーとのパートナーシップのもと、理念や目標を踏まえた施策展開を図る必要があります。

④ 広域的なまちづくりの推進

基本方針

都市間共通の課題に対して、スケールメリットを生かした積極的かつ戦略的な都市間連携を推進します。

また、地域の活性化を図るため、周辺自治体など都市間連携の強化とともに、交流人口や関係人口の創出・拡大を図ります。

施策の方向性（現状と課題）

●広域的な都市間連携の推進

市民の生活行動の範囲が広がる中で、広域的な視点から取り組むべき課題がますます増加しています。

そのような中、近隣の高砂市、稲美町、播磨町との連携による休日及び夜間における一次救急医療の定点化や広域ごみ処理を着実に進めることが大切です。

さらに、観光、防災・防犯、危機管理分野などは、より広域的な範囲で都市間連携を強化することが重要です。

●交流人口、関係人口の創出・拡大

人口減少、少子高齢化が進む中、地域外の人が観光や就労、レジャー、スポーツなど様々な理由で本市に訪れ、市民、地域との交流を通じて、市に愛着をもち、多様な人材がまちづくりに参画することは、本市の活性化に有意義です。

そのため、様々な施策の展開にあたり、地域の担い手の確保や地域の成長をもたらす交流人口、関係人口を創出し、拡大していくことが大切です。